



NA ひかり利用規約

「NA ひかり」重要事項説明書

1. サービス名称

NA ひかり(以下、「本サービス」といいます)

2. サービス提供者

ソフト通信株式会社(以下、「当社」といいます)

3. サービスに関する約款及び規約

本サービスは当社の定める「NA ひかりサービス契約約款」に基づいて提供致します。第 15 条

その他キャンペーンにつきましては、当社ホームページにてご確認ください。

4. 各種約款、規程

本サービスの内容、提供条件、その他詳細は当社ホームページに掲載致します。最新の各種約款、規約にてご確認ください。

5. サービスについて

本サービスは東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」といいます)または、西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」といいます)から卸電気通信役務の提供を受け当社が提供する、光電気通信網を用いた光回線提供サービスです。

新規に申し込みを行うことにより、または NTT 東日本・NTT 西日本が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスをすでに利用されているお客様が、当社の FTTH アクセス回線へと契約を切り替えた(以下「転用」といいます)上で申し込みを行うことにより利用できるサービスです。

6. お申込みについて

お申込みにあたり、お客様のご利用場所が本サービスの対応エリアである事をご確認ください。

お客様のお申込み情報は「ご契約内容確認書」の「ご契約形態」をご確認ください。

当社が提供する戸建住宅向けの FTTH アクセス回線	当社が提供する集合住宅向けの FTTH アクセス回線
NTT 東日本、NTT 西日本が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します	NTT 東日本、NTT 西日本が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します
*フレッツ 光クロス *フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ *フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ *フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集 *フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ *フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	*フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ *フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ *フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 集 *フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ *フレッツ 光ネクスト マンションタイプ

※NTT 東日本、NTT 西日本の設備状況により本サービスのご利用をお待ちいただく場合、ご利用いただけない場合があります。

※当社が定める期日までに光回線の敷設ができなかった場合、当社は本サービスのお申込みを取り消しさせていただく場合があります。

7. 通信速度について

当社が提供する本サービスの最大通信速度は以下の通りです。

当社が提供する提供サービス名	NTT 東日本、NTT 西日本が提供する FTTH アクセス回線提供サービス名	通信速度
NA ひかり	フレッツ 光クロス	最大概ね 10Gbps
	フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集 フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 集	最大概ね 1Gbps
	フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	下り最大 200Mbps 上り最大 100Mbps
	フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト マンションタイプ	最大 100Mbps
	ひかり電話ネクスト	—

※100Mbps を超える通信速度でご利用いただくためには、1Gbps の通信速度に対応した環境が必要となります。

※本サービスは、ベストエフォート方式のサービスです。通信速度は理論上の最高値であり、その高速性、常時接続性に関し保証するものではありません。

※天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、当社は通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

※光クロスについて、有線をご利用いただく場合の推奨 LAN 環境は、LAN ポートが 10GBASE-T かつ LAN ケーブルがカテゴリ 6a 以上です。

※ひかり電話ネクストとは、「フレッツ光」の契約なく、ひかり電話ネクストの契約だけでご利用いただける光ファイバーを利用した IP 電話サービスです。インターネットには接続できませんが、「フレッツ・テレビ伝送サービス」と「テレビ視聴サービス(スカパーJSAT(株)提供)」を契約して地デジ・BS が視聴できるなど、各種オプションをご利用いただけます。通話料金は「ひかり電話」と同様で全国一律料金で利用可能です(データコネクト利用時を除く)

8. 工事について

本サービスをご利用いただく場合、光ファイバーをお客様の建物に引き込む工事が必要となります。そのため、賃貸住宅等、当該建造物の所有者がお客様と異なる場合、あらかじめ建物の所有者の承諾が必要です。当社は工事の実施に基づくトラブルに関し、一切責任を負いません。開通工事はお客様の環境により、お立会いが必要な場合があります。

- ※ 本サービス開通工事日程は「ご契約内容確認書」の「開通予定日」をご確認ください。場合によりご希望日時に工事ができない場合があります。
- ※ 光ケーブルの引き込み方法およびご提供プランに関し、お客様のご希望に添えない場合があります。
- ※ 宅内工事において、既設設備が利用できない等やむをえない場合に限り、外壁に穴あけ・貫通等の施工を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。実際の施工内容は工事当日にご案内致します。

9. 料金について

毎月必要とされる費用は、お申込みいただいたご契約プランの月額利用料です。お申込み時には、別途工事費と事務手数料がかかります。

初期工事費等は、(当社規定に則り)お申込み時に一括、もしくは分割でのご請求となります。

本サービスの利用開始日が属する月の月額費用は日割りでのご請求となります。

【初期費用一覧】

・契約手数料

新規申込みの場合	3,000 円(税抜)	転用申込みの場合	3,000 円(税抜)
----------	-------------	----------	-------------

【月額費用】

※解約時期によって、解約事違約金が発生します。

プラン名	形態	ご利用期間	月額利用料(税抜)	解約違約金(税抜)
NA ひかり	クロス(東)	2 年	6,200 円	6,200 円
	クロス(西)		6,650 円	6,650 円
NA ひかり	ファミリー		5,500 円	5,500 円
	マンション		4,350 円	4,350 円

10. ご利用期間について

利用開始日から月末日までを 1 ヶ月目とし、利用開始月から 24 ヶ月目を満了月とします。

更新月の間に、本サービスの解約のお申し出が無い場合は、24 ヶ月単位のご利用期間にて自動更新となります。

※利用期間内にお客様のご都合により本サービスを解約された場合は、上記解約違約金をお支払いいただきます。

ご利用開始日	ご利用期間
【新たに本サービスへご加入されたお客様】…本サービスの開通日	24 ヶ月(24 ヶ月ごとの自動更新)

11. 料金のお支払い方法について

料金のお支払い方法、請求内容等はご契約内容により異なります。詳しくは、当社もしくはご契約のプロバイダ等の請求書をご覧ください。

	請求方法
本サービス利用料	当社からのご請求となります。 お支払いは、口座振替・クレジットカード・一般請求(主にコンビニ決済)のいずれかの方法となります。 一般請求の場合は、帳票発行手数料として 600 円(税抜)/回を加算させていただきます。

12. 撤去工事について

- ・光ファイバー回線等の撤去工事が必要な場合は、当社からの契約の解約についてのご連絡の際に当該光ファイバー回線等を取り外すため、工事日の調整をさせていただき、当該工事日に「回線終端装置」の取り外しなどを行いますのでお客様ご自身で「回線終端装置」を取り外したり、廃棄したりしないようお願い致します。
- ・回線終端装置に接続されているファイバーケーブルを取り外して、断芯箇所に触れたりのぞき込んだりするのは大変危険ですのでおやめください。
- ・回線撤去工事費がかかる場合がございます。
- ・引越し等に伴いご契約内容を変更される場合は、移転前にご利用機器の撤去が必要です。お時間に余裕をもってのお手続きをお願い致します。

<機器の返却について>

- ・撤去工事の必要がない場合は、お客様ご自身で「回線終端装置」等の設置機器をご返却ください。解約手続き後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、お手元に届きましたら、ご案内に従って返却手配をお願い致します。
- ・返却いただけない場合、ご利用期間に応じた耐用年数等を考慮した損害賠償をご請求させていただきます。
- ・撤去工事を行う場合は工事業者が当該機器を回収しますので、お客様自身でご返却いただく必要はございません。

13. 転用申込に伴う注意事項について

- ・NTT 西日本の提供する「セキュリティ対策ツール」をご利用中で、NTT 西日本が提供する既設の光回線から転用のお申込みをされるお客様は、転用に伴い「セキュリティ対策ツール」の無料でのご利用ができなくなります。継続利用をご希望のお客様は NTT 西日本にお問合せください。
- ・NTT 東日本、NTT 西日本が提供するフレッツ・テレビにおける「スカパーJSAT 施設利用サービス」は、NA ひかりテレビへの転用後も、引き続きスカパーJSAT 株式会社とのご契約となります。なお「NA ひかりテレビ伝送サービス」は、転用日の当月利用料分は日割をせず、月額利用料を NTT 東日本、NTT 西日本からお客様にご請求致します。
- ・転用に伴い、NTT 東日本の提供する「フレッツ光メンバーズクラブ」、NTT 西日本の提供する「CLUB NTT-West」は解約となり、それぞれのポイントは失効となります。
- ・転用後、本サービスから他事業者(NTT 東日本、NTT 西日本を含む)の光回線へ再度転用することはできません。他事業者の光回線の利用を希望されるお客様は、本サービスを解約し、新規に光回線をお申込みいただく必要があります。
- ・NTT 東日本エリアで、フレッツ光初期工事費を分割払い期間中のお客様は、フレッツ光初期工事費の残債相当額を引き続き、分割にて当社にお支払いいただきます。フレッツ光初期工事費分割払い期間中に NA ひかり各プランをご解約された場合には、解約時に残債相当額を当社に一括でお支払いいただきます。
- ・NTT 西日本エリアで、フレッツ光初期工事割引をご利用のお客様は、ご利用開始から 2 年以内に各プランを解約された場合は、フレッツ光ご利用開始からの期間に応じ、発生する解約違約金を当社に一括でお支払いいただきます。(ご利用開始月を 1 ヶ月目として 15 ヶ月以内に解約された場合、

- 16ヶ月目～24ヶ月以内に解約された場合(24ヶ月目の末日を除く)とで異なります。金額は、フレッツ光のご利用プランによって異なります。)
- ・ 転用に伴い、当社または NTT 東日本、NTT 西日本の提供するオプションサービスについて、利用条件が変更となる場合、またはサービスの全部もしくは一部がご利用いただけなくなる場合がありますのでご注意ください。

14. ひかり電話について

ひかり電話のサービス内容についてご説明致します。お申込み契約プランにつきましては、同封の「ご契約内容確認書」をご確認ください。

【月額費用】

ご契約プラン	月額利用料金(税抜)
ひかり電話	500 円
ひかり電話 A	1,500 円
ひかり電話ネクスト基本	3,650 円
ひかり電話ネクストエース	4,650 円

※別途ご利用の通話料が加算されます。NA ひかりでご利用いただく通話料については、NTT 東日本、NTT 西日本からのデータを使用して料金計算を行う為、回線使用料の請求月と異なる場合がありますのでご注意ください

15. プロバイダ契約について

本サービスはプロバイダ契約がセットになったサービスですので、個別の契約や変更は出来かねますのでご注意ください。

16. キャンセル・解約について

キャンセルについて

キャンセルの定義	契約成立日より前の申し込み解除は「キャンセル」とし、月額利用料金／解約事務手数料は発生致しません。
キャンセル方法	ご本人様以外対応不可。下記お問合せ先までご連絡ください。 工事予定日(転用予定日)の 5 日前までにご連絡ください。 (例:20 日が工事予定日の場合、-5 日の 15 日まで。)

※ 契約成立日＝工事日(もしくは転用日)

※ 転用実施前までのお申し込みのキャンセルは、原則無料にてお手続き致します。

※ 工事予定日(転用予定日)の 5 日前を過ぎると、工事費など発生する場合がございます。また、新規お申し込みで「無派遣工事」の場合、転用お申込の場合、工事予定日(転用予定日)の 2 営業日前を過ぎるとキャンセルできない場合もございますので、ご注意ください。

解約について

※ 光回線を解約した場合、全てのオプションサービスが自動的に解約となりますので、ご注意ください。

解約の定義	契約成立日後の契約解除については「解約」とします。 月額利用料金／解約事務手数料の請求を行います。
解約方法	ご本人様以外対応不可。下記お問合せ先までご連絡ください。

17. プランの変更、オプションサービスの追加、移転、ご解約、その他手続きについて本サービスのプランの変更、オプションサービスの追加、移転、解約、その他手続きに関しては、下記連絡先までお問合せください。

- ・ お問合せ先：ソフト通信株式会社
- ・ TEL：0120-472-818 営業時間／12 時-21 時 ※火曜日を除く
- ※ 記載内容は 2024 年 3 月 1 日現在のものです。※記載の価格は税抜表記です。

一部かけられない番号があります	お話中調べ、ダイヤル Q2、コレクトコールなど一部かけられない番号があります。 電気通信事業者を指定した発信(0036 や 0033 など)はできません。 一部電話機、FAX などに搭載されている「固定電話から携帯電話への通話サービスに対応した機能」、「ACR 機能」が動作中の場合、発信が出来なくなる場合があります。
停電時はご利用できません	停電時は、緊急通報を含む通話ができません。緊急通報番号(110/119/118)へダイヤルした場合、発信者番号の通知の通常通知・非通知にかかわらずご契約者の住所・氏名・電話番号を接続相手先(警察/消防/海上保安)に通知します。(一部の消防を除く)
一部ご利用できない電話機などがあります	SDN 対応、緊急通報機能を備えた福祉用電話機はご利用いただけません。 FAX は G3 モードのみご利用いただけます。 ※G4 モード等のデジタル通信モードではご利用いただけません。
一部ご利用できないサービスがあります	加入電話などでご利用いただける一部サービスが、ご利用いただけない場合がございます。 ひかり電話サービスでご利用いただけるサービスは当社ホームページでご確認ください。

「NA ひかり」利用規約

第1章 総則

第1条(約款の適用)

ソフト通信株式会社(以下、「当社」といいます。))は、このNA ひかり契約約款(以下、「約款」といいます。))を定め、これによりNA ひかり(以下、「本サービス」といいます。))を提供します。本サービスの利用については、約款およびその他の個別規定ならびに追加規定(以下、「個別規定等」といいます。))が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。

第2条(約款の変更)

1. 当社は、この約款を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとします。
2. 約款の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
 - (1) 本サービスの画面上または当社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
 - (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、当社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第3条(用語の定義)

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 電気通信設備: 電気通信を行うための機械、器具、線路その他電氣的設備
- (2) 電気通信サービス: 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- (3) IP 通信網: 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
- (4) NA ひかり(本サービス): IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
- (5) 取扱所交換設備: 特定事業者の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。)
- (6) 申込者: 本サービス利用契約の申し込みをした者
- (7) 契約者: 当社と本サービス利用契約を締結した者
- (8) 契約者回線: 本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
- (9) 回線終端装置: 契約者回線の終端の場所に当社または特定事業者が設置する装置(端末設備を除きます。)
- (10) 端末設備電気通信回線: 設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。))または同一の建物内にあるもの
- (11) 自営端末設備: 契約者が設置する端末設備
- (12) 自営電気通信設備: 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
- (13) 特定事業者: 東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社のいずれか又は両方
- (14) フレッツ光: 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社がIP 通信網サービス契約約款に基づき提供する光ファイバーを用いた電気通信サービス
- (15) 転用: フレッツ光利用者が現に利用しているフレッツ光から当社の提供するNA ひかりに移行すること
- (16) 技術基準等: 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)および端末設備等の接続の技術的条件
- (17) 消費税込金額: 消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の定めに基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の定めに基づき課税される地方消費税の合計額

第2章 契約

第4条(契約の成立)

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の

別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当

2. サービス開始日は当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第5条(契約の単位)

当社は、1の回線収容部または1の利用回線ごとに1の本サービス利用契約を締結します。

第6条(本サービスの提供区域)

本サービスは、NTT 東日本またはNTT 西日本のFTTH サービス区域内において提供します。

第7条(契約申し込みの承諾)

1. 当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第2条(約款の変更)に基づき契約申込者に通知します。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
 - (2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 第39条(利用に係る契約者の義務)の定め違反する恐れがあるとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条(契約の変更)

1. 契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第7条(契約申し込みの承諾)の定めに基づき取り扱います。

第9条(契約者回線の移転)

1. 契約者は、第6条(本サービスの提供区域)に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第7条(契約申し込みの承諾)の定めに基づき取り扱います。

第10条(契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
4. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。
5. 契約者死亡に伴い契約者名義を変更する場合原則として契約者死亡時より半年以内のお申し出が必要となります。

第11条(契約者の地位の承継)

1. 相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います

第12条(権利の譲渡等禁止)

契約者は、当社の承諾なく契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第13条(契約者が行う本サービス利用契約の解除)

契約者は、あらかじめ当社に当社所定の手続きにより通知して、本サービス利用契約を解除することができます。

第14条(当社が行う本サービス利用契約の解除)

1. 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。
 - (1) 第 19 条(利用停止)の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。
 - (3) 契約者の名義変更、地位の承継があったとき。
 - (4) 当社が定める期日までに工事を完了できないとき。
 - (5) 契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実確認したとき。
2. 当社は、契約者が第 19 条(利用停止)第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 19 条(利用停止)の定めにかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス利用契約を解除することがあります。
4. 当社は、前 3 項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 本条第 1 項乃至第 3 項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
6. 本条第 1 項乃至第 3 項の解除にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
7. 本条第 1 項乃至第 3 項の定めにより、本サービス利用契約を解除された場合でも、契約者は、別紙 1 料金表に定める工事費の支払いを要します。

第 3 章 端末設備

第 15 条(端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、別紙 1 料金表に定めるところにより、端末設備を提供いたします。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第 16 条(端末設備の移転)

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第 17 条(端末設備の返還)

当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を特定事業者が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 本サービス契約の解除があったとき。
- (2) 当社の端末設備を廃止したとき。
- (3) その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第 4 章 利用中止等

第 18 条(利用中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
 - (2) 第 21 条(通信利用の制限等)の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 19 条(利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第 29 条(債権の譲渡および譲受)の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします)。
 - (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスのサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (3) 第 39 条(利用に係る契約者の義務)の定め違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、約款の定め違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、本条第 1 項第 2 号により、本サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

1. 当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第 5 章 通信

第 21 条(通信利用の制限等)

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することがあります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
4. 当社は、1 の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
5. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
6. 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
7. 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 6 章 料金等

第 22 条(料金および工事等に関する費用)

1. 当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、別紙 1 料金表に定めるところによります。
2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙 1 料金表に定めるところによります。
3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙 1 料金表に定めるところによります。

第 23 条(利用料金等の支払い義務)

1. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、別紙 1 料金表に定める利用料金の支払いを要します。
2. 第 19 条(利用停止)の定めにより、利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
3. 前項に関わらず、運営元が会員に対し訪問集金、再請求等を行った場合には、会員は運営元に対し、訪問及び再請求を行う際に要した交通費、発送費等として運営元が定める一切の金額を支払うものとします。
4. 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区分	支払いをしない場合
契約者の責めによらない理由により、本サービスが全く利用できない状態が生じた場合、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以降その状態が継続した場合	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について 24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金
当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金

5. 会員が運営元に対し料金の支払いをせず、運営元が会員に対して法的手続きを行う場合、会員は運営元に対し、当該手続きを行う際に要する費用として 30,000 円を支払うものとします。

第 24 条(工事費の支払い義務)

1. 契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し(以下、この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、別紙 1 料金表に定める工事費を支払っていただきます。

第 25 条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙 1 料金表に定める手続きに関する料金を支払っていただきます。

第 26 条(料金の計算方法等)

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙 1 料金表に定めるところによります。

第 27 条(割増金)

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第 28 条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合(閏年も 365 日として計算するものとします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第 29 条(債権の譲渡および譲受)

1. 契約者は、月額利用料等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、本条 1 項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。)、当会社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 7 章 保守

第 30 条(当社の維持責任)

当社は、電気通信設備(当社の設置したものに限ります。)を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

第 31 条(契約者の維持責任)

契約者は自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的

条件に適合するよう維持していただきます。

第 32 条(契約者の切分責任)

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額の加算額とします。

第 33 条(修理または復旧の順位)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの (第 1 順位となるものを除きます)
3	第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの

第 8 章 損害賠償

第 34 条(責任の制限)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の定めは適用しません。

第 35 条(免責)

1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下、この条において「技術的条件」といいます。)の定めの変更(当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した定めに係る部分に限り負担します。

第 36 条(通信速度の非保証)

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第9章 雑則

第37条(反社会的勢力に対する表明保証)

- 契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
- 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
 - 反社会的勢力に属していること。
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - 反社会的勢力を利用していること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。
- 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第38条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第39条(利用に係る契約者の義務)

- 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに当社へ通知していただきます。
 - 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
 - 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 契約者は、前項の定めに従って電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第40条(契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- 契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第41条(技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術的事項は当社が別に定める所によります。

第42条(法令に定める事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第43条(閲覧)

約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲

覧に供します。

第44条(付加機能)

当社は、契約者から請求があったときは別に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第45条(本サービスに付随するサービス)

当社が別途定める本サービスに付随して当社または他社が無償で提供する他のサービス(以下、「付随サービス」といいます。)を利用する契約者は、本サービス利用契約が終了した後も、付随サービスの提供を受けることを希望する場合、付随サービスを提供する当社または他社が別途定める対価を支払うことに同意するものとします。

第46条(契約者に係る情報の利用)

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者(以下、「指定事業者」といいます。)のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の契約約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

第47条(サービスの変更または廃止)

- 当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。
- 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第48条(サービスの開始時期の変更)

当社は、当社独自の基準で契約者の申込内容を審査し、契約の開始日を変更することができるものとします。

第49条(転用)

- フレッツ光利用者は、当社に転用を請求することができます。
- 当社は、フレッツ光利用者から転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾するものとします。
 - 第7条(契約申し込みの承諾)第2項各号のいずれかに該当するとき。
 - 特定事業者が承諾しないとき。
 - その他、当社が適当ではないと判断したとき。
- 契約者は、本サービスへの転用後、現に利用している本サービスからフレッツ光または他事業者のひかりコラボレーションモデルサービスへの再移行ができないことをあらかじめ承諾するものとします。
- 契約者は、本サービスへの転用時点または本サービスの解約時において、契約者が特定事業者に対し負担すべき費用が存在することにより、特定事業者から当社への請求が行われた場合、当該費用を当社が指定する方法により契約者が当社に支払うことをあらかじめ承諾するものとします。

第10章 その他

第50条(支払証明書等の発行)

- 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスおよび附帯サービスの料金その他の債務(本規約の定めにより、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下、「支払証明書」といいます。)を発行します。
- 契約者等は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別紙1料金表に定める手数料および郵送料等の支払いを要します。
- 契約者は、当社が第1項の取扱いを行うことについて同意していただきます。

付則:令和3年11月1日制定

第1章 総則

第1条(サービス運営等)

1. ソフト通信株式会社(以下「当社」といいます。)は、「セキュリティ規約」(以下「本規約」といいます。)に従って、「セキュリティ」(以下「本サービス」といいます。)を運営します。なお、本サービスの詳細は第 2 条に定めるものとします。
2. 次条に定義する申込者に対して発する第 3 条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
4. 申込者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約と抵触する事項等が存する場合は各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

第2条(用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

- (1) 本サービス(端末セキュリティ)
当社が提供する端末セキュリティをいいます。
- (2) 申込者
当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。
- (3) 利用契約
本規約に基づき当社と申込者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約。
- (4) 申込者設備
本サービスの提供を受けるため、申込者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
- (5) 本サービス用設備
当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
- (6) 本サービス用設備等
本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。)
- (7) 課金開始日
申込者へ、当社より発行された「サービス開始のお知らせ」に記載された日。
- (8) 消費税相当額
消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。
- (9) キーコード
本サービスを利用するにあたり、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。
- (10) 対象デバイス
本サービスが適用される、申込者のデバイス(パソコン及び Mac を含む)。

第3条(通知)

1. 当社から申込者への通知は、通知内容を書面、電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から申込者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条(契約約款の変更)

1. 当社は、本規約(本規約に基づく利用契約等を含むもの)とします。以下、同じとします。)を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、申込者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。
2. 変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第2章 本サービスの利用契約の締結等

第5条(利用の申込み)

本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

当社が内容を確認し、当該契約申込を承諾したときに利用契約が成立します。

第6条(申込者の登録情報等の変更)

1. 申込者は、その住所、電話番号または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限、その他、当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 本条第 1 項の届出がなかったこともしくは届出の遅滞により、申込者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第7条(申込者からの解約)

本サービスの申込者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- (1) 申込者は、利用契約を解約しようとするときは、当社ホームページ記載の当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。
- (2) 申込者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。
- (3) 申込者が利用契約を解約する場合、当社は解約月の末日をもってキーコードの利用停止の処置をとるものとします。
- (4) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

第8条(当社からの解約)

1. 当社は、申込者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
 - (1) 申込者が実在しない場合。
 - (2) 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
 - (3) 申込者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
 - (4) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年被後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
 - (5) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
 - (6) 申込者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合。
 - (7) 支払期日を経過しても本サービス利用料金を支払わない場合。
 - (8) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
 - (9) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合。
 - (10) 当社指定の決済方法登録申込書が返送期限までに到着していない場合。
 - (11) 契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年被後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - (12) 本サービスの利用が第 18 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当する場合。
 - (13) その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。
2. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その申込者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、本条第 1 項第 8 号又は第 9 号の事由に該当する場合であっても、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。
4. 契約者が本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年 14.5%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
5. 本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第9条(権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第 10 条(設備の設置・維持管理および接続)

1. 申込者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により申込者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 申込者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、申込者設備を当社のサービスに接続するものとします。
3. 当社は、申込者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第 3 章 本サービス

第 11 条(本サービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、申込者に対し、本サービスを廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 本条第 1 項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は申込者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第 12 条(使用期間)

当社が第 5 条に定める承諾後に当社が NA ひかり会員証を発送したときより開始し、第 7 条に定める利用者からの解約連絡、または、第 8 条に定める当社による解除により当社が所定の手続きを終了した時点までとします。

第 13 条(アンインストール時の残存ファイル)

利用者は、利用者がウェブルートサービスをアンインストール(削除)された後も、主としてインストールが行われた日時をウェブルートが記録することを目的として、レジストリ等、若干残存ファイルをハードディスク内に残すことに同意します。なお、これらはパソコンの動作に影響を及ぼすものではありません。

第 4 章 利用料金

第 14 条(料金)

本サービスの利用料金は、月額 980 円(税抜)です。

第 15 条(利用料金の支払義務)

1. 申込者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
2. 前項の期間において、会員規約の第 1 章総則の第 25 条(保守等による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。
3. 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
4. 当社の責に帰さない事由により申込者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第 5 章 申込者の義務等

第 16 条(キーコード)

1. 申込者は、キーコードを第三者(以下「他者」といい、国内外を問わない)ものとします。に貸与、譲渡、または共有しないものとします。
2. 申込者は、申込者のキーコードにより本サービスが利用されたとき(機器またはネットワークの接続・設定により、申込者自身が関与しなくともキーコードの自動認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます。))には、当該利用行為が申込者自身の行為であるか否かを問わず、申込者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰する事由によりキーコードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。
3. 申込者のキーコードを利用して申込者と他者により同時に、または他者のみによりなされた本サービスの利用については、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 申込者は、自己のキーコード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該申込者のキーコードが他者に利用されたことによって当該申込者が被る損害については、当該申込者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第 17 条(自己責任の原則)

1. 申込者は、申込者による本サービスの利用とその利用によりなされた

一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。

2. 申込者は、①本サービスの利用に伴い、他者に対して損害を与えた場合、または②他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。申込者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 申込者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。当社は、申込者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、申込者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、申込者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第 6 章 損害賠償等

第 18 条(損害賠償の制限)

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、申込者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、申込者が当社に支払う利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、申込者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3. 当社は、申込者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 当社は、本サービスの提供をもって、申込者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して申込者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
6. 当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
7. 当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の実施に伴い、生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。
8. 当社は、第 11 条(本サービスの廃止)の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。
9. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
10. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを申込者に通知します。

第 19 条(禁止事項)

申込者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
- (2) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
- (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (8) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信、または第三者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
- (9) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- (10) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為。
- (11) その他、社会的状況を勘案の上、当社が不適当と認める行為。

付則:令和 3 年 11 月 1 日制定

「データ復旧サービス」利用規約

第1条(本利用規約の目的)

本利用規約は、お客様とソフト通信株式会社(以下「当社」といいます)との間の「データ復旧サービス」(以下「本サービス」といいます)に関する条件を規定するものです。本規約は「NA ひかり会員規約」に準ずるものとします。

第2条(本利用規約の適用)

お客様は、本利用規約に同意の上、本サービスに申し込んだものとみなされ、本利用規約に従って本サービスを利用するものとします。

第3条(本サービスの利用の条件)

本サービスを、申込者が本サービスを利用するには、本規約のほか、NA ひかり会員規約、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と NA ひかり会員規約の間に抵触する条項等が存在する場合は、本規約における定めが優先的に適用されるものとし、本規約と各サービスの利用規約との間に抵触する条項等が存在する場合は、各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

第4条(対象パソコン)

本サービスの対象パソコンは以下対象商品のメーカー(以下「メーカー」といいます)が製造し、マイクロソフト社が提供する Windows ®OS を搭載しているパソコンとします。

- 1) NEC 2) 富士通 3) ソニー 4) 東芝 5) シャープ 6) 松下 7) レノボ (Lenovo) 8) デル (DELL) 9) ヒューレット・パッカード (HP) 10) EPSON 11) マウスコンピューター 12) その他当社が認める機種

第5条(対象タブレット)

本サービスの対象タブレットは以下の OS が対象となります。

- 1) Android 2) iOS

第6条(対象スマートフォン)

本サービスの対象スマートフォンは以下の OS が対象となります。

- 1) Android 2) iOS

第7条(登録端末)

本サービスをご利用いただける端末は、原則本サービス申込時にメーカー名、OS を登録したパソコン・タブレットと、メーカー名・電話番号を登録したスマートフォン(以下「登録端末」といいます)となります。登録端末は、本サービスの利用期間中(以下「サービス期間中」といいます)に変更することは出来ません。但し、本サービス申し込み後、お客様が新規購入したパソコン・タブレット・スマートフォンにサービス期間中に登録端末を変更することが可能です。また登録端末が初期故障で交換となった場合は、交換日より 30 日以内に申告していただいたものに限り変更対応するものとします。

第8条(障害の種類)

- 1) 論理障害
論理障害とは、データ障害のうち、ハードウェアは故障していないが、記憶媒体などに電磁的記録障害が発生したことをいいます。(一部タブレットおよびスマートフォンは除く)
- 2) 物理障害
物理障害とは、ハードディスクの磁気ヘッドに問題がある場合や機械的・電気的故障のことをいいます。一部タブレットおよびスマートフォンは除く

第9条(本サービスの内容)

本サービスは、本利用規約の第4条、第5条、第6条に定める登録端末において、データ障害時においてデータを復旧するための費用(見積額の50%)を当社が負担するサービスです。お客様は、お見積額より 50%、または 50%相当額を差し引いた代金をお支払いいただきます。

- 1) 当社は、本サービスの提供に関する業務の一部を当社が提携する業者に委託するものとします。
- 2) 本サービスご利用の際には、当社が運営する「NA ひかり カスタマーセンター」に事前に障害状況のご説明が必要となります。
- 3) 本サービスは、サービス期間中であれば、本サービスは何度でもご利用いただけます。
- 4) 本サービスをご利用の際に発生する送料については、送り主側の負担となります。
- 5) お客様の実費負担分については、お振込みまたは窓口払い(事前)でお支払いいただきます。お支払いの確認後に、復旧作業を開始し、本利用規約の第4条、第5条、第6条に定める登録パソコン・タブレット・スマートフォン・復旧したデータをご返却させていただきます。

第10条(料金)

本サービスの利用料金は、月額 800 円(税抜)です。

第11条(サービス期間)

当社は、NA ひかりサービスの利用期間中において、本サービスを提供します。

第12条(本サービスの利用方法)

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- 1) 本サービス利用のご相談
本サービスの利用のご相談は当社が運営する「NA ひかり カスタマー

センター」に、直接お電話か、FAXでご連絡下さい。

(受付先) NA ひかり カスタマーセンター

TEL 0120-472-818

営業時間 12 時-21 時 ※火曜日を除く

- 2) 本サービスの利用の際、お客様自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくはお電話にて申告することとします。
- 3) データ復旧完了の登録端末のお届けデータ、復旧作業が完了した登録端末は、申込書にお客様が記載いただいたお客様の連絡先までお届けします。

第13条(データ復旧にかかる期間)

お客様が登録端末を当社にお送りいただき、当社に登録端末到着後、データ復旧完了後の登録端末の納品まで、原則として 10 営業日に対応します。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、10 営業日以上の日数要する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

- 1) 論理障害において、障害の程度が重い場合
- 2) 物理障害において、障害の程度が重い場合
- 3) お客様の都合により、データ復旧完了後の登録端末の返却日の日程変更等が生じた場合
- 4) 天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由が生じた場合

第14条(本サービスを受ける際の注意点)

本サービスをご利用頂くには、次に掲げる本サービスの制限事項、確認事項を事前によく読みの上、お申し込み下さい。

- 1) 本サービスは、データの復旧を確実に保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があります。その場合、当社は一切の責任を負いません。
- 2) 本サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者がご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。
- 3) 本サービスを受ける際には、ハードディスクを取り出すためにパソコンまたはタブレット・スマートフォンを解体する場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
- 4) ハードディスクに物理的な障害がある場合は、ハードディスク・ケースの開封を行う場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
- 5) 復旧データは、CD-ROM 又は、DVD-ROM、microSD カードでお渡し致します。但し、復旧データが 4GBを超えた場合は、外付けハードディスクでお渡し致しますが、外付けハードディスクの代金として、お客様には別途実費約 14,000 円(税抜)をお支払いいただきます。
- 6) 障害のデータ復旧作業は「概算お見積もり」を口頭でご連絡し、お客様にご了承いただいた場合に実施します。但し「調査結果報告書・お見積もり書」の提出後にデータ復旧作業をキャンセルされる場合、作業費として 20,000 円(税抜)をお支払いいただきます。

第15条(適用除外サービス)

次に掲げるサービスについては、本サービスの対象外といたします。

- 1) 不具合原因の調査・解析、パソコン・タブレット・スマートフォンの修理及び OS の復旧
- 2) 登録端末の原状回復
- 3) 破損しているデータの回復
- 4) 日本語及び英語以外が使用言語のデータの回復
- 5) その他、当社にて実施していないサービス全般
- 6) 第4条、第5条、第6条の登録端末以外の本サービス依頼

第16条(免責事項)

本サービス提供における当社の責任範囲は以下の通りといたします。

- 1) 当社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、および逸失利益についての責任は負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップはお客様の責任で行うものとします。
- 2) 本サービス提供に伴う当社の責任範囲内でお客様が損害を被った場合、お客様は直接かつ現実生じた損害につき当社に対して賠償を請求できるものとします。ただしその額が本サービスのためにお客様の支払額(月額基本料は含まない)を超えないものとします。

第17条(サービス利用の停止)

当社は、お客様が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前にお客様に連絡することなく直ちにお客様の本サービスの利用を停止できるものとします。

- 1) お客様の本サービスの申し込み時、本サービスの利用受付時の情報に虚偽が発覚した場合
- 2) お客様が本規約のいずれかに違反した場合
- 3) お客様が法令に反する行為を行った場合
- 4) お客様が登録端末を第三者に譲渡した場合
- 5) お客様もしくは第三者が登録端末に不当な改造を施した場合
- 6) お客様が NA ひかりサービスの利用料金の支払を滞った場合

付則: 令和 3 年 11 月 1 日制定

「NA お財布サポート by えらべる倶楽部」利用規約

第1条(会員サービスの人的範囲)

NA お財布サポート by えらべる倶楽部を利用できる者は NA ひかり会員本人(以下、「会員」といいます。) と、同居の家族のみとする。

第2条(IDの発行)

当社は会員に対しIDを発行し、会員はIDの交付を受けた時をもって会員たる地位を取得するものとする。会員は本サービスの提供を受ける際には当該サービス提供者に対し会員証(携帯電話による画像情報)を提示しなければならない。

第3条(ID・パスワードの発行)

会員は本会入会時にID及びパスワードの発行を受け、これらにより本会のWEBページにアクセスすることができる。

第4条(クーポンサービスの利用方法)

会員は本会に入会した際に発行を受けたID及びパスワードを用いて以下のページでログインし、希望のクーポンを店頭で提示、もしくは所定の方法で利用することでサービスを受けることができます。

NAお財布サポートbyえらべる倶楽部 ホームページ

<https://www.elavel-club.com/smp/LoginUI/login/life/osaifu>

第5条(利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

会員が利用契約に基づいて本権利の提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

第6条(契約者が行う利用契約の解除)

会員は、利用契約を解除するときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知するものとします。この場合、利用契約は、当社にその通知が到達した日を含む料金月の末日をもって終了します。

第7条(当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その利用契約を解除できるものとします。
 - (1) 会員がNAひかり利用規約に違反したと当社が判断したとき
 - (2) サービス利用契約が終了したことを当社が認知したとき
 - (3) その他利用契約を継続することが不適当と当社が判断したとき
2. 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第8条(遵守事項)

会員は以下の事項を遵守しなければならない。

- ① NAお財布サポートbyえらべる倶楽部を営業行為等の目的に利用してはならない。
- ② 別途料金を要するサービスの提供を受ける場合、当該料金を支払わなければならない。
- ③ NAお財布サポートbyえらべる倶楽部の利用に際して、その施設等の利用規約に従い、万一その施設等に対して故意または過失により損害を与えたとき、会員はその損害を賠償しなければならない。
- ④ NAお財布サポートbyえらべる倶楽部の利用に際して、その施設等とトラブルが生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。また、生じたトラブルに対してすみやかに解決するようにしなければならない。
- ⑤ 個人会員及び同居の親族以外の第三者に会員ID及びパスワードを譲渡、或いは貸与するなどしてNAお財布サポートbyえらべる倶楽部を利用させてはならない。
- ⑥ NAお財布サポートbyえらべる倶楽部の名誉信用を害するような行為をしてはならない。

第9条(サービスの一時停止・中止等)

当社は、サーバー機器メンテナンスのため、又は自然災害、天変地異、その他制御できない事情によりNAひかりお財布サポートbyえらべる倶楽部提供を一時停止又は中止することがある。この場合当社及びWEBページの運営会社等は一時停止による責任を一切負わない。

第10条(サービスの終了)

当社は事前の通知なくNAお財布サポートbyえらべる倶楽部を終了することがある。この場合当社及びWEBページ運営会社等は本サービスの終了による責任を一切負わない。

付則: 令和3年11月1日制定

「NAFC クラブ」利用規約

第1条(規約の適用)

本規約は、個人会員とソフト通信株式会社(以下当社という)との間のNAFCクラブ(以後本会という)に係る一切の関係に適用する。

第2条(申込みの承諾)

1. 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
3. 前1項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき
 - (2) 利用契約の申込みをした者が、本規約により生じる債務の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (3) 利用契約の申込みをした者が、NA ひかり会員規約に定める利用停止の要件に該当し、NA ひかりサービスの利用停止、もしくはNA ひかりサービスの会員契約を解除されたことがあるとき
 - (4) 利用契約の申込みをした者が本規約に違反したことがあるとき
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき
4. 利用契約は、当社が契約者の会員IDを発行した時点で成立するものとします。
5. 前項の場合において、当社は、その翌日以降に順次、本サービスの利用に必要な情報を、契約者がNA ひかりサービスのご住所として登録している場所へ通知するものとします。

第3条(会員サービスの種類内容)

会員は当社が提供する本会の提供を受けることができる。

第4条(会員サービスの人的範囲)

本サービスを利用できる者は会員本人と同居の家族のみとする。

第5条(会員IDの発行)

当社は本会に入会を承認された会員に対し会員IDを発行し、会員は会員IDの交付を受けた時をもって会員たる地位を取得するものとする。会員は本サービスの提供を受ける際には当該サービス提供者に対し会員証(携帯電話による画像情報)を提示しなければならない。

第6条(会員ID・パスワードの発行)

会員は本会に入会した際に会員ID及びパスワードの発行を受け、これらにより本会のWEBページにアクセスすることができる。

第7条(利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

契約者が利用契約に基づいて本権利の提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

第8条(契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、利用契約を解除するときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知するものとします。この場合、利用契約は、当社にその通知が到達した日を含む料金月の末日をもって終了します。

第9条(当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その利用契約を解除できるものとします。
 - (1) 契約者がNA ひかりサービス利用規約もしくは本規約に違反したと当社が判断したとき
 - (2) サービス利用契約が終了したことを当社が認知したとき
 - (3) その他利用契約を継続することが不適当と当社が判断したとき
2. 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第10条(月額料金の支払義務)

契約者は、利用契約が成立した日を含む料金月から起算してその利用契約が終了した日を含む料金月までの期間について、月額800円(税抜)の利用料を支払うものとします。なお、月額料金の日割りはいりません。

1. 当社は、本規約に別段の定めがない限り、月額料金の減額及び免除並びに受領済みの月額料金の返金は行いません。
2. 契約者は、当社が別に定めるNA ひかりサービス利用規約の定めに従って月額料金を支払うものとします。

第11条(遵守事項)

会員は以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定の用紙にて本会に届出を行うものとする。
- ② 本サービスを営業行為等の目的に利用してはならない。
- ③ 別途料金を要するサービスの提供を受ける場合、当該料金を支払わなければならない。
- ④ 本サービスの利用に際して、その施設等の利用規約に従い、万一その施設等に対して故意または過失により損害を与えたとき、会員はその損害を賠償しなければならない。
- ⑤ 本サービスの利用に際して、その施設等とトラブルが生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。また、生じたトラブルに対してすみ

やかに解決するようにしなければならない。

⑥個人会員及び同居の親族以外の第三者に会員ID及びパスワードを譲渡
或いは貸与するなどして本サービスを利用させてはならない。

⑦本会の名誉信用を害するような行為をしてはならない。

第12条(サービスの一時停止・中止等)

当社は、サーバー機器のメンテナンスのため、又は自然災害、天変地異、その他制御できない事情により本サービス提供を一時停止又は中止することがある。この場合当社及びWEBページの運営会社等は一時停止による責任を一切負わない。

第13条(サービスの終了)

当社は事前の通知なく本サービスを終了することがある。この場合当社及びWEBページ運営会社等は本サービスの終了による責任を一切負わない。

付則:令和3年11月1日制定

「NABOX」利用規約

第1条 適用

NABOX 利用規約(以下「本契約」という)は、ソフト通信株式会社(以下「当社」といいます。))にて本契約に基づく利用登録が完了したお客様との間に適用される法的契約です。当社は、NABOX(以下「サービス」といいます。))を運営し、本契約は、サービス、NABOX 本登録サイト(以下「サイト」といいます。))、それらの更新事項および付属の書面によるマニュアルを含め、本契約で配信されるソフトウェアおよびサービスに関連して当社が提供するその他のソフトウェア(以下「ソフトウェア」という)の使用に適用します。ソフトウェア、サイトおよびサービスは「製品」と総称することがあります。製品の利用を希望するお客様は、本契約及び <http://aosbox.com/eula/#tab-id-4> に定める AOS データ株式会社との「利用規約」(以下「AOS 契約」といい、本契約と併せて、以下「本契約等」といいます。))に同意の上、当社の定める方法により製品への加入を申し込み、当社がこれを承諾したことをもってサービスの利用登録が完了するものとします。なお、本契約と AOS 契約の間に齟齬が生じる場合、本契約が優先して適用されるものとします。

第2条 アカウントの管理

1. お客様がサービスを使用するにはアカウントを登録し、サービスの使用を継続する限り、登録情報を正確、完全かつ最新のものに保持することに同意しなければなりません。お客様のアカウントの登録情報に虚偽の事項がある場合は、当社はサービスの利用停止または本契約の解除をすることができます。

2. お客様はパスワードを常に安全な状態にしておくことに責任を有し、いかなる第三者にもパスワードを開示しないことに同意するものとします。お客様はサブアカウントを含め、お客様の名義およびアカウントで発生するいかなる活動に対しても全責任を負います。お客様がアカウントのパスワードまたは暗号化キーを紛失した場合、お客様はバックアップデータにアクセスできません。お客様は、アカウントの不正使用またはサービスに関連するその他の違反が発生したことが判明した場合については、直ちに当社に連絡しなければなりません。当社は、違反が発生した、または発生する可能性があると判断した場合、お客様のアカウントを一時停止し、ユーザー名およびパスワードを変更するよう要求できるものとします。

第3条 利用料金

1. サービスの利用料金(以下「本料金」といいます。))は、月額 980 円(税抜)とします。

2. サービス利用者は、本料金をクレジットカード決済、金融機関による口座振替等当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。

3. サービス利用者が、月の途中でサービスに申込み場合、及び、月の途中で本契約が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われのないものとします。

4. 当社の責めに帰すべき事由によらず、サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。尚、サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、サービスの復旧に努めるものとします。

第4条 個人情報の取り扱い

お客様は、当社によるお客様の個人情報の収集、使用および開示に関して、当社のプライバシーポリシーに準拠することに同意します。

第5条 サービスの利用

本契約等に従って当社は、お客様に対し、サイトにアクセスし、サービスおよびソフトウェアを使用するための、限定、非排他的、譲渡不可、取消可能のライセンスを付与します。お客様は、サイトに記載され、または当社が提供するその他のマニュアルに記載されているアカウントタイプに、その時点で最新のマニュアルで指定されているデバイス数およびデバイスタイプ上

にのみ実行可能形式のソフトウェアをインストールおよび使用できます。お客様は特定の第三者コードがソフトウェアで提供され、この使用には当該コードに付随するライセンス条件が適用されることに同意するものとします。当社は、AOS データ株式会社より許諾を受けて、サービスをお客様に提供します。

第6条 知的所有権

1. お客様は、全ての知的所有権を含め、製品に係わる全ての権利、権限および利益を当社またはその他権利を保持する第三者が所有することに同意するものとします。本契約等で付与されるライセンスを除き、当社およびそのライセンサーは製品の全ての権利を留保しており、いかなる黙示ライセンスもお客様に付与されることはありません。

2. 当社は、お客様又は第三者が以下の事項を行うことについて、許可をしないものとします。

- ①製品のいずれかの部分に関するサブライセンス付与、貸出、レンタル、貸付、譲渡または配布。
- ②製品の変更、改作、変換または二次的著作物の作成。製品の逆コンパイル、リバースエンジニアリング、または分解または製品からのソースコードの引出し。
- ③ソフトウェアまたはサイト上に表示されている商標、著作権、またはその他の所有権通知の取外し、隠蔽または変更。

第7条 お客様の責任と禁止事項

1. お客様は、サービスおよびサービス上に保存するバックアップデータに関して全責任を負う。特に、製品を使用して、以下の行為に及ばないことに同意します。

- ①関連する法律または本契約等への違反。
- ②第三者の知的所有権またはその他の権利の侵害。
- ③トロイの木馬、ワームまたは時限爆弾などのウィルスまたはその他の有害なコンピュータコードもしくはファイルを含む資料の送信。
- ④公序良俗に反するまたはその恐れのある行為
- ⑤犯罪行為または犯罪行為に結びつく行為

2. 当社は他人の知的所有権を尊重し、サービスのお客様も同様であることを要求します。お客様が製品を使用する際、お客様は第三者の著作権、特許権、商標権、企業秘密またはその他の知的所有権を侵害する資料をアップロード、格納、共有、表示、投稿、電子メール送信、送信または利用させることができません。侵害が繰り返された場合、または前項の各号の禁止事項に抵触する行為を行った場合には、当社は適切な条件の下で、サービスの利用停止または当該アカウントを解除します。

3. お客様は、以下に関連して生じる、妥当な弁護士費用およびコストを含め、全ての請求権、法的責任、損害、損失および費用について、当社、そのサプライヤー、再販業者、パートナーおよびそれぞれの関係会社を防御し、補償し、損害を与えないものとします。

- ・製品の使用。
- ・本契約等の違反。
- ・知的所有権を含む第三者の権利の侵害。
- ・お客様のバックアップデータを使用したことによって第三者に損害を引き起こしたとする請求権。

4. 前項の補償の義務は、お客様のアカウントおよび本契約等の解除または期間終了後も存続します。

第8条 サービスの中断および中止

1. 当社は、次の場合にはサービスの全てまたは一部の提供を変更、中止または中断することができます。

- ①サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- ②サービス提供に必要な電気通信サービスが利用できない状況にあるとき
- ③サービス用設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
- ④天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき
- ⑤その他当社がサービスの運用の全部または一部を変更、中止または中断することが望ましいと判断したとき

2. 前項について、当社は商業的に相当な範囲内で努力し、お客様に電子メール、顧客内メッセージを送信、またはサイト上に関連情報を掲載し、当該措置を通知します。

第9条 契約の変更

1. 当社は、常に本契約を変更する権利を有し、各変更事項はサイトに掲載されると有効になります。重大な変更については全て将来についてのみ適用されます。かかる変更後のお客様による製品の継続使用は、変更後の条件に同意したものと見なされます。かかる変更を継続して入手するために、サイト上に掲載されている本契約等の最新版の確認が求められます。本契約等の遵守に同意しない場合は、直ちに製品使用を停止しなければなりません。

2. 本契約等および掲載された改訂版は、アカウントの維持またはサービスの使用を継続する限り有効です。お客様は、当社が指定する方法に従って製品の使用を停止することで、いつでも、いかなる理由であっても、アカウントを解除できます。

第10条 契約の解除

当社は、お客様が、以下の各号に該当する、または本契約等が順守されないときは、当社は通知なしでお客様のアカウントおよび本契約等を直ちに解除できます。

- ① サービス利用料金の支払いの遅延または不履行があった場合
- ② 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合またはそれらのおそれがあると認められる場合
- ③ 破産、民事再生、特別清算、または会社更生等の申立てを行い、あるいは申立てを受けた場合、またはそれらのおそれがあると認められる場合
- ④ 手形、小切手が不渡りとなり、その他支払停止状態に至った場合
- ⑤ 営業を廃止・休止・変更し、または第三者に管理される等営業内容に変更があった場合、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑥ 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑦ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明した場合
- ⑧ その他上記各号の一に準ずる事由があった場合
- ⑨ 後見・保佐・補助開始の審判を受けた場合
- ⑩ 死亡した場合
- ⑪ 当社とシステムの管理・運営を行う者との間で締結されたシステムの提供に関する契約が事由の如何を問わず終了した場合
- ⑫ 当社がサービスを提供できなくなった場合

第11条 本契約等の解約

1. お客様は、当社が指定する方法により、本契約等を解約することができますものとしします。
2. お客様は、前項に定める方法により、各月の1日から末日までに解約手続きが完了した場合、当該月の末日をもって本契約等の解約が成立するものとしします。

第12条 契約終了後の措置

お客様のアカウントまたは本契約等の解除または契約期間の終了を受けて、お客様はソフトウェアおよびサービスの使用を継続する権利を失い、バックアップデータへのアクセスおよび復元はできなくなります。また、特に、当社にはバックアップデータのコピーをお客様または他の人に提供する義務はなく、自動的にバックアップデータを当社のシステムから削除できることにお客様は同意するものとしします。

第13条 サービスの終了

当社は、お客様に対し1ヶ月以上前に通知することにより、サービスを終了できるものとしします。この場合、サービス終了に関して当社は、お客様その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとしします。

第14条 第三者への委託等

当社は、本契約等に基づく当社の義務の全部または一部を第三者に委任または請け負わせることができるものとしします。

第15条 紛争の解決

本契約等に定めのない事項および本契約等の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとしします。

第16条 免責

1. お客様は、特に、サービスに関する製品（以下「製品」という。）をお客様の責任で使用し、製品が「現状のまま」、「提供可能な状態」で提供されることに同意するものとしします。当社、そのサプライヤー、再販業者、パートナーおよびそれぞれの関係会社は、市販性の黙示保証、特定の目的に対する適合性、侵害行為のないことを含め、明示的または黙示的なあらゆる種類の全ての保証をしません。特に、当社、そのサプライヤー、再販業者、パートナーおよびそれぞれの関係会社は、(A) 製品がお客様の要件を満たすこと、(B) お客様は製品を、適時に、中断なく、安全にまたはエラーなく使用できること、(C) 製品の使用によって取得する情報が全て正確または信頼性があること、(D) 製品の欠陥またはエラーが修正されることを保証しません。

2. お客様が保存した情報が消失または破損した場合でも、当社は消失または破損に伴うお客様または他社からの損害賠償の責任を免れるものとしします。

3. 当社は第7条第1項により、一切の責任を負うことなく、サービスの変更、中断または中止をする場合があります。当社はサービスの品質については如何なる保証も行わないものとしします。また、第7条第1項以外の製品の欠陥が原因となり、お客様へ損失や損害が発生した場合も、当社の故意または重過失によるものを除き、当社は責任を負わないものとしします。

4. 第6条第2項による利用の停止またはアカウントの解除、第10条によるアカウントの解除、その他の本契約等違反による利用停止またはアカウントの解除により、お客様に発生した損害に対しては、当社は一切の責任を負わないものとしします。

5. ダウンロードした資料または製品の使用により別途取得した資料はお客様の裁量と責任でアクセスしたものであり、かかる資料をダウンロードしたことで起こり得るお客様のデバイスの損傷またはデータの損失に対しては、お客様が全責任を負うものとしします。さらに、お客様は、製品は、死亡、人身傷害または重大な物理的もしくは環境面での損害を引き起こす可能性がある用途への使用を意図していない、またはこれに適していないことに同意するものとしします。

6. 製品の使用もしくは使用不能に起因し、または製品に別途関連し、利益、営業権、使用、データ、代替の商品もしくはサービスの調達費またはその他の無形の損失に係わる損害を含め（お客様が当該損害を請求する相手方が当該損害の可能性を承知していた場合であっても）、間接的、偶発的、特別、派生的または懲罰的損害について、当社はお客様に対する責任を負わないものとしします。

7. 当社がお客様又はその他の第三者に損害賠償責任を負う場合には、賠償額の上限はお客様が当社に支払った製品について、1アカウントかつ1ヶ月あたりの月額利用料相当額を超えないものとしします。当社は、いかなる場合であっても、製品の利用にあたり生じた逸失利益、特別事情による損害、営業利益その他期待権、第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害については、一切の責任を負わないものとしします。この損害の制限はお客様と当社間の本契約等の基本的要素であることに同意します。

第17条 法令の遵守

お客様は、製品の使用が米国、日本およびその他の諸国の輸出入法に服することがあることに同意するものとしします。お客様は全ての輸出入法および規則を順守することに同意するものとしします。特に、製品を米国の輸出禁止諸国、または米国財務省の特別指定国民リストもしくは米国商務省の禁輸対象者リストに記載されている個人に輸出または再輸出することはできないことに同意します。お客様は製品を使用することで、かかる国に居住していない、またはかかるリストに掲載されていないことを表明し、保証します。また、ミサイル、核、化学または生物兵器の開発、設計、製造または生産など、米国法および日本法が禁止している目的に製品を使用しないことに同意します。

第18条 準拠法および裁判管轄

本契約等およびお客様と当社間の関係は、日本法に準拠します。本契約等によって生じる紛争は、訴訟に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。知的所有権に関しては、特に、当社はその権利の保護または執行にあたっては任意の裁判管轄において訴訟を提起できることに同意します。国際物品売買契約に関する国際連合条約は本契約等には適用されません。

本契約等は、お客様と当社間の完全合意を構成しており、製品に関連するお客様と当社間のそれ以前の契約に取って代わるものとしします。本契約等のいずれかの部分が無効または執行力がなくなった場合、その部分は適用法の下で両当事者の当初の意図にできる限り沿うべく解釈され、残りの部分はなお効力を有します。当社が本契約等の規定を行使または執行しなかった場合、かかる権利または規定の放棄とは解釈されません。本契約等で別段の定めがある場合を除き、本契約等に第三受益者は存在しないことに同意します。本契約等または製品の使用に関する全ての請求権または請求原因は、請求原因が生じてから1年以内に提訴する必要があり、それ以降は永久に提訴できません。

お客様は、当社の書面による事前の同意なく、本契約等に基づく権利または義務を第三者に譲渡または移転できません。当社は、本契約等を自由に譲渡できるものとしします。

付則:令和3年11月1日制定

「NA プレミアムサポート」利用規約

＜1＞利用規約

第1章 総則

第1条(サービス運営等)

1. ソフト通信株式会社(以下「当社」といいます。)は、「NA プレミアムサポート規約」(以下「本規約」といいます。)に従って、「NA プレミアムサポート」(以下「本サービス」といいます。)を運営します。なお、本サービスの詳細は第2条に定めるものとしします。

2. 次条に定義する申込者に対して発する第3条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとしします。

3.当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

4.申込者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約と抵触する条項等が存在する場合は各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

第2条(用語の定義)本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

① 本サービス(NA プレミアムサポート)

当社が提供する NA プレミアムサポートをいいます。なお、本サービスの詳細は、本規約の「本サービスの詳細」に記載のとおりです。

②申込者

当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。

③利用規約

本規約に基づき当社と申込者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約。

④申込者設備

本サービスの提供を受けるため、申込者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

⑤本サービス用設備

当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

⑥本サービス用設備等

本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。)

⑦課金開始日

申込者へ、当社より発行された「サービス開始のお知らせ」に記載された日。

⑧消費税相当額

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

⑨アカウント ID

PIN コードと組み合わせ、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

⑩PIN コード

アカウント ID と組み合わせ、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

第3条(通知)

1.当社から申込者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。

2.前項の規定に基づき、当社から申込者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条(契約約款の変更)

1.当社は、本規約(本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。)を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、申込者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

2.変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第5条(合意管轄)

申込者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条(協議)

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、申込者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第2章 サービスの利用契約の締結等

第8条(利用の申込み)

本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第9条(申込者の登録情報等の変更)

1.申込者は、その住所、電話番号または本サービスの利用料金の引き落とし口座、または決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限、その他、当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。

2.本条第1項の届出がなかったこともしくは届出の遅滞により、申込者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条(申込者からの解約)

本サービスの申込者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

①申込者は、利用契約を解約しようとするときは、当社サポート窓口またはホームページの所定フォームからその旨を当社に通知するものとします。毎月の初日から 末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に本契約の解約があったものとします。

②申込者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。

③申込者が利用契約を解約する場合、当社は解約月の末日をもってアカウント ID の利用停止の処置をとるものとします。

④本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

第11条(当社からの解約)

1.当社は、第27条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された申込者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が申込者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合、利用契約を解約できるものとします。

2.当社は、申込者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。

①申込者が実在しない場合。

②本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。

③申込者の利用料金の決済会社の承認が確認できない場合。

④申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年被後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。

⑤申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。

⑥申込者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合。

⑦その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。

3.当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その申込者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第12条(権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第13条(設備の設置・維持管理および接続)

1.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により申込者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

2.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、申込者設備を当社のサービスに接続するものとします。

3.当社は、申込者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第3章 本サービス

第14条(本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、本規約の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

第15条(本サービスの廃止)

1.当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

2.当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、申込者に対し、本サービスを廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。

3 本条第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は申込者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第16条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金は、本規約の「料金表」に定めるとおりとします。

第17条(利用料金の支払義務)

1.申込者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとし、

2.前項の期間において、第25条(保守等による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとし、

3.第26条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとし、

4.本サービスの利用料金の日割は行わないものとし、なお、課金開始日より利用料金が発生するものとし、

5.当社の責に帰さない事由により申込者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとし、

第18条(利用料金の支払方法)

1.申込者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとし、

①クレジットカード

②預金口座振替

③その他、当社が別途定める方法。

2.利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に申込者指定の口座から引落されるものとし、

3.利用料金の支払が本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月 27 日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に申込者指定の口座から引落されるものとし、

4.前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部または一部の支払時期を当社ホームページへ通知することにより変更することがあります。

第19条(自己責任の原則)

1.申込者は、申込者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとし、

2.申込者は、①本サービスの利用に伴い、他者に対して損害を与えた場合、または②他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとし、申込者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

3.申込者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、

4.当社は、申込者がその故意または過失により当社に損害を被らせるときは、申込者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、申込者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとし、

第20条(禁止事項)

申込者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとし、

①当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。

②当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

③当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

④当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。

⑤詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為

⑥本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。

⑦他者になりすまして本サービスを利用する行為。

⑧ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または他者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。

⑨他者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運用に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。

⑩本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為。

⑪その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当と認める行為。

第21条(著作権)

1.本サービスにおいて当社が申込者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)(に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとし、

2.申込者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

①本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

②複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

第6章 当社の義務等

第22条(当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第23条(本サービス用設備等の障害等)

1.当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに申込者にその旨を通知するものとし、

2.当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。

3.当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとし、

4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部(修理または復旧を含みます。)(を当社の指定する第三者に委託することができるものとし、

第24条(個人情報の取扱いについて)

1.申込者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその申込者の氏名および住所等をその事業者、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意していただきます。

2.当社は、当サービス提供にあたりお客様からご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。

①お客様よりご依頼を受けた当サービスをご提供するため。

②お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため。

③お客様へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため。

④お客様からいただいたご意見、ご要望にお答えするため。

第7章 利用の制限、中止および停止

第25条(保守等による本サービスの中止)

1.当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

①当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。

②当社の本サービス用設備の保守上または工事にやむを得ない場合。

③登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。

④申込者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または申込者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を申込者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該申込者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとし、

第26条(利用の停止)

1.当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。

①支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。

②本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。

③本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合。

④申込者に対する破産の申立があった場合、または申込者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。

⑤本サービスの利用が第20条(禁止事項)の各号のいずれかに該当する場合。

⑥申込者が過度に頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。

⑦前各号のほか本規約に違反した場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を申込者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。

3.前項の場合、申込者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎててもなお履行しない場合、申込者は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、申込者の負担とします。

4.本条の定めは当社が申込者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第 8 章 損害賠償等
第 27 条(損害賠償の制限)

OS (日本語版に限ります。)	・WindowsVista 以降 ・Mac OS X 以降 (intel チップ搭載機器に限る。)
ブラウザ	・Microsoft Internet Explorer6.0 以上 ・FireFox3.0 以上 ・Safari3.0 以上 ・Opera9.0 以上 ・Chrome10 以上
CPU	IntelPentiumIII800MHz 以上または その互換のプロセッサ
ソケット通信	Winsock1.0 以上
ネットワーク環境	LAN、FTTH、ADSL、電話線、 ワイヤレスのグローバル IP またはバーチャル IP 対応

1.当社は、本規約で特に定める場合を除き、申込者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、申込者が当社に支払う利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、申込者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。

3.当社は、申込者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

4.当社は、本サービスの提供をもって、申込者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。

5.本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して申込者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

6.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の内容について保証するものではありません。

7.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の実施に伴い、生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。

8.訪問作業において、万が一プログラムやデータの損失、書き換え等があった場合、その原因に関わらず、当社は責任を取ることが出来ません。重要なデータに付きましては、あらかじめバックアップをお願いします。

9.訪問作業者の過失により機器の破損等勾損害を与えた場合、本サービスはお客様に対し、実施の作業料金を上限として賠償するものとします。

10.当サービスはお客様のご依頼内容のすべてを完遂することを保障するものではありません。作業環境や症状によっては、作業をおことわりする場合もございます。

11.作業内容によっては、作業対象機器メーカー保障が無効になる場合がございます。

12.当社は、第15条(本サービスの廃止)、第25条(保守等による本サービスの中止)、第26条(利用の停止)の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。

13.サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

14.当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを申込者に通知します。

付則:令和 3 年 11 月 1 日制定

《2》 本サービスの詳細

【本サービスの内容】NA プレミアムサポート

「NA お助けサポート」とは、申込者のパソコンに関するお問合せにオペレータがお電話でお応えすることおよび、遠隔地にある申込者のパソコンにネットワーク経由でアクセスし、直接支援、操作することで、申込者のパソコンに関するトラブルシューティング、ソフトウェアインストール、ウイルスチェック等を支援すること、及び上記手段では解決できない問題について訪問作業を行うことで、その解決を図るサービスです。

【本サービスの利用方法】

1.本サービスの利用ご相談は、当社が運営する「NA サポート受付センター」に、直接電話でご連絡ください。
(受付先)NA プレミアムサポート受付センター
TEL:0120-472-818(無料)
受付時間 12:00～21:00 年中無休(年末年始除く)

2.本サービスの利用の際、申込者自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくは口頭にて申告することとします。また、本サービスをご利用いただく際に、個人情報の保護に関する法律に基づき、ご依頼者のご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。

＜遠隔サポート対応可能環境＞

＜遠隔サポート対象機器、ソフトウェアおよびサービスとサポート範囲＞
遠隔ヘルプサービスの主なサポート対象およびサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定するサポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。また、サポート対象およびサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。
なお、上記遠隔サポート対象外の項目についても、訪問サポートにて対応できる項目もありますので、詳細は次項参照のこと。

機器	・サポート対象 パソコン本体、モニター、 キーボード、マウス、ルータ、 無線 LAN、ハブ LAN カード等 ネットワーク機器、ネットワーク 接続可能なゲーム機器
OS (日本語版に限ります。)	・サポート範囲 インターネット接続設定、 家庭内ネットワークとの接続、 マニュアルに記載された基本操作。
OS (日本語版に限ります。)	・WindowsVista 以降 ・Android2.3 以降 ・iOS6.0 以降 ・MacOS X 以降 (intel チップ搭載機器に限る)
ソフトウェア	・サポート対象 ブラウザ、メーラー、 メディアプレーヤー、ウイルス対策、 接続ツール。
接続サービス	・サポート対象 FTTH サービス、DSL サービス、 データ通信カード、プロバイダ、 インターネット上の各種サービス。
	・サポート範囲 インターネット接続設定、初期設定、 個人利用を想定した基本的な操作方法。

【訪問作業完了】

- 1.当サービスの作業終了後、お客様に該当機器等をご確認頂き、当サービスの「サポートサービス作業報告書」にご署名を頂いた時点で作業完了とさせていただきます。サービス完了後、明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、作業後1ヶ月以内について無償で対応するものとします。
 - 2.訪問後、以下の場合は作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も当社の規定する作業料金および部品代金等はお支払いいただきます。
- ①違法コピーなど、違法行為となる作業を要求された場合。
 - ②お客様の責により、作業に必要な機器や環境が整っていない場合。
 - ③機器等および関連機器が不具合により正常に動作しない場合。
 - ④作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合。
 - ⑤機器等およびソフトウェアでパスワードが働いており、お客様によりパスワード解除できない場合。
 - ⑥パスワードなど、作業に必要な情報を開示いただけない場合。

＜3＞ 料金表

■NAプレミアムサポート■

※本サービス利用中は毎月ご請求いたします。

基本内容	料金（税 抜）
パソコン・インターネットでお困りの時に、お電話・遠隔操作・訪問、3つのサポートをご利用いただけます。	¥1,300

■訪問出張サービス■

※1 離島は別途交通費を請求させていただきます。

※2 当社起因の作業中断及び当日キャンセルは含みません。

基本内容	料金（税 抜）
基本設定：デバイスのインターネット接続・メール設定 (年3回目以降の利用の場合)	¥10,000 ※1
作業中断及び当日キャンセル	¥3,500 ※2

■追加オプション作業■

基本内容	料金（税 抜）
追加デバイス接続(1台につき):デバイス1台の有線・無線接続・メール設定 ※開梱・初期設定は含みません。 Google アカウントや AppleID の取得は含みません	¥800
パソコンセキュリティサービス(ソフトインストール) ※当社セキュリティソフトをパソコン1台にインストール設定 ウイルス駆除は含みません。	¥3,000
プリンタ設定(有線・無線) ※有線・無線プリンタの設定をします	¥3,000
スキャナ設定 ※スキャナの接続設定をします	¥3,000
プリンタ複合機設定 ※有線・無線プリンタの設定をします	¥4,500
デジカメ ※デジカメ用ソフトのインストールとパソコン1台との接続	¥3,000
ソフトインストール ※市販ソフトのインストールをします ソフトのレクチャーは含みません。 Google アカウントや AppleID の取得は含みません	1デバイス1ソフト ¥3,000
スマートデバイスアカウント作成 ※Google アカウントや AppleID の1アカウント作成致します ソフトのレクチャーは含みません。 Google アカウントや AppleID の取得は含みません	¥1,000
パソコン開梱初期設定 ※パソコンの開梱・初期設定を致します。 ユーザーアカウント1アカウントの設定。 ソフトインストール・廃材の回収・WindowsUpdate は含まず	¥3,000
パソコンリカバリ ※パソコン1台の初期化をします データのバックアップは致しかねます	¥10,000

※毎年度(※1)、当社リモートサポートサービスにおいて解決が出来ない案件のみ、1度だけ無料(※2)にてご利用いただけます。

(※1)年度はお客様のご契約日を起算日とした1年と致します。

(※2)上限金額を 10,000 円(税抜)とし、超過分はお客様ご負担となります。

＜4＞ 本サービスのすべて、または一部で取得する情報

1.当社は、申込者の同意を得て、当社が本サービスを提供するための情報として、申込者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。なお、申込者が情報提供に同意しない場合、本サービスを受けられなくなる場合があります。また、申込者が、以下の情報を自ら提供したときは、申込者は同意したものとみなします。

2.当社は、申込者から取得した以下の情報については、本規約第24条(個人情報情報の取扱)に準じて取り扱います。

<ご提供いただく情報の例>

- ・オペレーション・システムの種類、バージョン
- ・マシン名(名称、型番、シリアル番号等)
- ・MAC アドレス
- ・ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- ・ハードディスクドライブの空き容量
- ・デフォルトブラウザの種類、バージョン
- ・デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- ・CPU 種類、動作周波数
- ・その他、本サービス提供に必要とされる情報等

NA コンシェル利用規約

第1章 総則

第1条(サービス運営等)

1.ソフト通信株式会社(以下「当社」といいます。))は、「NA コンシェル規約」(以下「本規約」といいます。))に従って、「NA コンシェル」(以下「本サービス」といいます。))を運営します。なお、本サービスの詳細は第2条に定めるものとします。

2.次条に定義する申込者に対して発する第3条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。

3.当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

4.申込者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約と抵触する条項等が存する場合は各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

第2条(用語の定義)本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

①本サービス(NA コンシェル)

当社が提供する NA コンシェルをいいます。なお、本サービスの詳細は、本規約の「本サービスの詳細」に記載のとおりです。

②申込者

当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。

③利用規約

本規約に基づき当社と申込者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約。

④申込者設備

本サービスの提供を受けるため、申込者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

⑤本サービス用設備

当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

⑥本サービス用設備等

本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。)

⑦課金開始日

申込者へ、当社より発行された「サービス開始のお知らせ」に記載された日。

⑧消費税相当額

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

⑨アカウント ID

PIN コードと組み合わせ、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

⑩PIN コード

アカウント ID と組み合わせ、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

第3条(通知)

1.当社から申込者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。

2.前項の規定に基づき、当社から申込者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条(契約約款の変更)

1.当社は、本規約(本規約に基づく利用契約等を含むもの)とします。以下、同じとします。)を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、申込者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

2.変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第5条(合意管轄)

申込者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条(協議)

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、申込者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第2章 サービスの利用契約の締結等

第8条(利用の申込み)

本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第9条(申込者の登録情報等の変更)

1.申込者は、その住所、電話番号または本サービスの利用料金の引き落とし口座、または決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限、その他、当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。

2.本条第1項の届出がなかったこともしくは届出の遅滞により、申込者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条(申込者からの解約)

本サービスの申込者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- ①申込者は、利用契約を解約しようとするときは、当社サポート窓口またはホームページの所定フォームからその旨を当社に通知するものとします。毎月の初日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に本契約の解約があったものとします。
- ②申込者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。
- ③申込者が利用契約を解約する場合、当社は解約月の末日をもってアカウントIDの利用停止の処置をとるものとします。
- ④本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

第11条(当社からの解約)

- 1.当社は、第27条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された申込者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が申込者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
- 2.当社は、申込者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
- ①申込者が実在しない場合。
 - ②本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
 - ③申込者の利用料金の決済会社の承認が確認できない場合。
 - ④申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手续が成年被後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
 - ⑤申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。

⑥申込者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合。

⑦その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。

3.当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その申込者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第12条(権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第13条(設備の設置・維持管理および接続)

- 1.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により申込者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
- 2.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、申込者設備を当社のサービスに接続するものとします。
- 3.当社は、申込者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第3章 本サービス

第14条(本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、本規約の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

第15条(本サービスの廃止)

- 1.当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、申込者に対し、本サービスを廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
- 3.本条第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は申込者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第16条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金は、本規約の「料金表」に定めるとおりとします。

第17条(利用料金の支払義務)

- 1.申込者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 2.前項の期間において、第25条(保守等による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 3.第26条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 4.本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
- 5.当社の責に帰さない事由により申込者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第18条(利用料金の支払方法)

- 1.申込者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
 - ①クレジットカード
 - ②預金口座振替
 - ③その他、当社が別途定める方法。
- 2.利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に申込者指定の口座から引落されるものとします。
- 3.利用料金の支払が本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月 27 日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に申込者指定の口座から引落されるものとします。
- 4.前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部または一部の支払時期を当社ホームページへ通知することにより変更することがあります。

第19条(自己責任の原則)

1.申込者は、申込者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。

2.申込者は、①本サービスの利用に伴い、他者に対して損害を与えた場合、または②他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。申込者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

3.申込者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4.当社は、申込者がその故意または過失により当社に損害を被せるときは、申込者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、申込者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第20条(禁止事項)

申込者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

①当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。

②当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

③当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

④当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。

⑤詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為

⑥本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。

⑦他者になりすまして本サービスを利用する行為。

⑧ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または他者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。

⑨他者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。

⑩本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為。

⑪その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当と認める行為。

第21条(著作権)

1.本サービスにおいて当社が申込者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)(に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとします。

2.申込者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

①本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

②複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

第6章 当社の義務等

第22条(当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第23条(本サービス用設備等の障害等)

1.当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに申込者にその旨を通知するものとします。

2.当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。

3.当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部(修理または復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第24条(個人情報の取扱いについて)

1.申込者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその申込者の氏名および住所等をその事業者、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意していただきます。

2.当社は、当サービス提供にあたりお客様からご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。

①お客様よりご依頼を受けた当サービスをご提供するため。

②お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため。

③お客様へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため。

④お客様からいただいたご意見、ご要望にお答えするため。

第7章 利用の制限、中止および停止

第25条(保守等による本サービスの中止)

1.当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

①当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。

②当社の本サービス用設備の保守上または工事にやむを得ない場合。

③登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。

④申込者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または申込者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を申込者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該申込者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第26条(利用の停止)

1.当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。

①支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。

②本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。

③本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合。

④申込者に対する破産の申立があった場合、または申込者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。

⑤本サービスの利用が第20条(禁止事項)の各号のいずれかに該当する場合。

⑥申込者が過度に頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。

⑦前各号のほか本規約に違反した場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を申込者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。

3.前項の場合、申込者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、申込者は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、申込者の負担とします。

4.本条の定めは当社が申込者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第8章 損害賠償等

第27条(損害賠償の制限)

1.当社は、本規約で特に定める場合を除き、申込者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、申込者が当社に支払う利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、申込者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。

3.当社は、申込者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

4.当社は、本サービスの提供をもって、申込者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。

5.本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して申込者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

6.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の内容について保証するものではありません。

7.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の実施に伴い、生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。

8.訪問作業において、万が一プログラムやデータの損失、書き換え等があった場合、その原因に関わらず、当社は責任を取ることが出来ません。重要なデータに付きましては、あらかじめバックアップをお願いします。

9.訪問作業者の過失により機器の破損等勾損害を与えた場合、本サービスはお客様に対し、実施の作業料金を上限として賠償するものとします。

10.当サービスはお客様のご依頼内容のすべてを完遂することを保障するものではありません。作業環境や症状によっては、作業をおことわりする場合もございます。

- 11.作業内容によっては、作業対象機器メーカー保障が無効になる場合がございます。
- 12.当社は、第15条(本サービスの廃止)、第25条(保守等による本サービスの中止)、第26条(利用の停止)の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる申込者の損害について、一切の責任を負いません。
- 13.サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
- 14.当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを申込者に通知します。

第9章 本サービスの詳細

第28条(本サービスの内容【NA コンシェル】)

ご自宅でも岐にわたるお困り事全般サポート

① ネットショッピングサポート

お客様が希望するありとあらゆる商品を、よりリーズナブルに購入し、ご自宅にお届けするお買い物代行サービスです。

② 旅行等のチケットの手配のサポート

お客様が希望する旅行チケット予約の代行サービスです。

飲食店の検索、旅先のおすすめスポット探しも可能。

③ 通信機器の無料引取り

不要になった通信機器を無料で訪問して引き取ります。

④ スマートフォン修理

iPhone・スマートフォンの修理・故障対応 全般ガラス交換・タッチパネル交換・液晶交換・バッテリー交換・パーツ交換・水没点検・フロントベゼル交換・カメラ修理・スピーカー修理・液晶メタルプレート・フロントフレーム修理・ボタン交換・ホームボタン修理・内部クリーニング

【本サービスの利用方法】

1.本サービスの利用ご相談は、当社が運営する「NA コンシェル受付センター」に、直接電話でご連絡ください。

(受付先)NA コンシェル受付センター

TEL:0120-472-818(無料)

受付時間 12:00～21:00 年中無休(年末年始除く)

2.本サービスの利用の際、申込者自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくは口頭にて申告することとします。また、本サービスをご利用いただく際に、個人情報の保護に関する法律に基づき、ご依頼者がご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。

第29条(本サービスのすべて、または一部で取得する情報)

1.当社は、申込者の同意を得て、当社が本サービスを提供するための情報として、申込者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。なお、申込者が情報提供に同意しない場合、本サービスを受けられなくなる場合があります。また、申込者が、以下の情報を自ら提供したときは、申込者は同意したものとみなします。

2.当社は、申込者から取得した以下の情報については、本規約第24条(個人情報の取扱)に準じて取り扱います。

<ご提供いただく情報の例>

- ・オペレーション・システムの種類、バージョン
- ・マシン名(名称、型番、シリアル番号等)
- ・MAC アドレス
- ・ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- ・ハードディスクドライブの空き容量
- ・デフォルトブラウザの種類、バージョン
- ・デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- ・CPU 種類、動作周波数
- ・その他、本サービス提供に必要とされる情報等

付則:令和3年11月1日制定

NA 緊急駆付け 110 番利用規約

第1章 総則

第1条(目的)

- 見守り・緊急駆付け 110 番サービス利用規約(以下「本規約」という)は、株式会社 ソフト通信(以下「当社」という)が運営するサービス、ウェブサイト及び、それに関わる業務上で提供するサービス(以下「本サービス」という)の利用について規定するものである。
- 本サービスを利用する見守り・緊急駆付け 110 番サービス契約者(以下「契約者」という)は、本規約の全ての記載内容に同意したものとみなす。

第2条(個人情報について)

当社は、個人情報を「個人情報に関する規程」に基づき、適切に取り扱うものとする。

第3条(本サービスの開始時期)

- 本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容に同意した上で、当社所定の方法により、利用の申込を行うものとする。
- 当社は、審査を終了した者より、契約書・添付書類の提出または、初回請求額の入金がなされた時点のどちらか遅い日の翌日をもって本サービスを開始する。

第4条(契約承諾条件)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社の判断で、申込者の契約申込を承諾しないことがある。

- 申込者が、本規約の同意をせずに契約の申込を行った場合。
- 申込者が、過去に本規約規定等に違反したことを理由として契約解除された者である場合。
- 申込者が、次にかかげる反社会的勢力(注)に関連するとき。
 - 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。
- 次条で定める審査にて不適当と判断された場合。
- その他当社が、不適切と判断した場合。

第5条(契約終了)

- 当社は、契約者が以下の各号に定める事項に該当した場合、契約の履行停止、または契約を終了することがある。
 - 契約者が本規約または関連するその他の規定に違反した場合。
 - 契約者が第7条に定める禁止行為を行った場合。
 - 契約者が死亡し、その旨を緊急連絡先へ伝達してその後の対応が不要な場合。
 - 契約者が第4条に該当していたことが判明した場合。
 - 契約者が第4条に定める項目に該当し、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - 月額利用料金を3カ月分滞納した上、その後も支払う予定がない場合。
 - その他、契約者として不適切であると当社が判断した場合。
- 契約者資格取り消しにあたり本件で費用が発生した場合、当社は一切支払う義務はないものとする。

第6条(提供情報)

- 契約者は、自ら提供した情報につき、一切の責任を負うものとする。
- 提供情報が、第7条の禁止行為にあたり当社が判断した場合、当社管理の設備、もしくはシステム保守の管理上必要である場合、当社は当該情報を削除することができるものとする。
- 当社は、契約時及びサービス提供時に当社が必要と判断した場合に、本人確認を行う為、契約者に対して必要な情報(書類等含む)の提示または提出を求めることができる。

第7条(禁止事項)

- 契約者は、下記の行為を行ってはならないものとする。
- 禁止事項に違反した場合には、サービス提供利用停止もしくは契約解除を行う。また当社が負担した費用及び損害賠償を請求する場合がある。
- 当社、他の契約者を含む第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害または毀損する行為、財産プライバシーまたは肖像権を侵害する行為、差別、侮辱、誹謗中傷、名誉、信用を毀損する行為。
 - 違法行為及び違法行為等の犯罪に結びつく恐れのある行為。

第8条(損害賠償)

- 契約者又はその家族だけが利用できる専用番号として提供している緊急駆付け 110 番サービスコールセンター番号を、万が一、契約者またはその家族の責において第三者に専用番号が公開された場合には、直接かつ現実に発生した損害を全額賠償しなければならないものとする。

第9条(月額料金の支払義務)

- 契約者は、利用規約が成立した日を含む料金月から起算してその利用規約が終了した日を含む料金月までの期間について、お送りしております利用規約別紙1の「オプションサービスに係る料金表」に定めるとりの利用料を支払うものとします。なお、月額料金の日割りは行ないません。
- 当社は、本規約に別段の定めがない限り、月額料金の減額及び免除並びに受領済の月額料金の返金は行いません。

2. 契約者は、当社が別に定めるソフト通信サービス利用規約の定めに従って月額料金を支払うものとします。

第 10 条(責任)

1. 契約者は、審査情報に変更があった場合、ただちに当社指定の書面で連絡をしなければならない。変更の連絡がなかった場合、当社は保証しない場合がある。
2. 当社は、規約の変更、サービスの修正・一時停止・廃止に関連して、サービス提供ができない場合責任を負わない。
3. 当社は、契約者から提供を受けた情報、書類及び資産などが、紛失、盗難、その他関連する被害にあった場合、明らかに当社に非があると立証される場合を除き損害の責任を負わない。
4. 当社は、万一契約者間の紛争があった場合でも、当該契約者間にて解決するものとし、その責任を負わない。
5. 当社は、専門家を紹介した場合、何らかの損害が発生した場合、当事者間で解決するものとし、責任を負わない。
6. その他サービスに関連して生じた損害について明らかに当社に非があると立証される場合を除き当社は責任を負わない。

第 11 条(本規約の変更)

1. 本規約の変更については事前に通知し、変更指定日より効力が生じる事とする。
2. 契約者が、変更後に本サービスを利用する場合には、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

第 12 条(第三者による履行)

本規約に定める当社の権利行使及び業務遂行については、当社の指定する第三者にその一部または全部を代行及び代理をさせることがある。

第 13 条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈は、すべて日本国の法令が適用されるものとする。

第 14 条(合意管轄裁判所)

本サービスに関して登録契約者と当社との間で紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第 2 章(サービス内容)

当社は、契約者が安全で安心な生活を継続できるように、契約者が選択した下記のサービスを提供することを約束する。

第 15 条(緊急駆け付け 110 番サービス)

1. 当社または当社指定の提携業者は、契約者の生活に関するトラブルや身体異常が発生した際、自宅へ駆け付けての各種対応を行う。
2. 当社は各種サービス事業者と提携し、契約者指定の場所へ駆け付けを行い修理などの対応を実施する。
3. 生活に関するトラブルに関する費用については、都度見積もり提示を行う。詳しくは第 16 条トラブル駆け付けサポート利用条件に定めるものとする。

第 16 条(トラブル駆け付けサポート利用条件)

1. 生活に関するトラブルに対する駆け付けについては、契約者ご本人またはその家族で、サービス提供対象の所有者(集合住宅の場合の区分所有者及び賃借人を含む)又は同所有者の承諾を得て居住されている方に限る。
2. 提供するサービスはご家庭の日常生活に関するものに限り、事業利用目的で利用は出来ないものとする。
3. サービス提供開始時と終了時は必ず在宅する事とする。スタッフがサービス利用者宅の鍵をお預かりし、スタッフ単独でお客様宅に入ることはありません。
4. サービス提供は駆けつけたサービス提供事業者者に委託して対応します。
5. 当社若しくは駆けつけたサービス提供事業者のスタッフの身の安全が確保できない場合は、サービス提供をお断りさせて頂く場合がございます。
6. サービス料金のお支払いは、トラブル駆け付けサポートサービスご提供後にサービス提供スタッフに現金でお支払い下さい。
7. サービスをキャンセルされた場合は以下のキャンセル料をご請求させて頂きます。
 - (1) トラブル駆け付けサポートサービススタッフ到着後にキャンセルされた場合は基本料金の全額
 - (2) その他事前に確認させて頂いた内容と状況が異なり、サービス提供が出来なかった場合、若しくはサービス提供中にお客様に承諾を得る必要が生じた場合においてお客様とご連絡が取れなくなり、サービスの中断をせざるを得なくなった場合も同様となります。
8. サービスご利用が夜間(20 時～翌朝 8 時)は時間外割増料金として基本料金が 3,150 円(税込)増して請求させて頂きます。
9. 当社は当社の故意、過失によりお客様に損害が生じたことが明らかな場合に限り、当社またはサービス提供事業者の付す保険の範囲でお客様に賠償します。但しお客様の故意または重大な過失により発生し、または拡大した損害については責任を負いません。

10. 当社及びサービス提供事業者は天変地変(地震、落雷、洪水等の自然災害)、暴動、官の処分またはその他不可抗力により発生し、または拡大した損害は、損害賠償の責を負いません。

11. お客様はサービスのご利用にあたり以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社及びその他の第三者に不利益若しくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
 - (2) 第三者の人権侵害行為、公序良俗に反する行為、犯罪的行為、その他法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (3) その他、当社が不適切と判断し、お客様に連絡した行為。
12. 当社は、お客様が次のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにサービスを停止することができ、その場合、一切の損害賠償義務を負担しません。
- (1) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」)である場合。
 - (2) 暴力団等反社会的勢力が事業活動を支配し、又は、反社会的勢力に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する法人その他の団体である場合。
 - (3) 法人その他の団体で、その役員又は従業員のうちに暴力団等反社会的勢力に該当する者のあるもの
 - (4) 当社、若しくはサービス提供事業者を含む当社の関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法又は不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行った場合。
13. 当社は契約者等がこの本利用規約の諸条件に違反した場合には、直ちにサービスを終了することができる。

しっかりサポート利用規約

＜1＞ 利用規約

第 1 章 総則

第 1 条(サービス運営等)

1. ソフト通信株式会社(以下「当社」といいます。))は、「しっかりサポート規約」(以下「本規約」といいます。))に従って、「しっかりサポート」(以下「本サービス」といいます。))を運営します。なお、本サービスの詳細は第 2 条に定めるものとします。
2. 次条に定義する申込者に対して発する第 3 条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
4. 申込者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約と抵触する条項等が存する場合は各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

第 2 条(用語の定義)本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

①本サービス(しっかりサポート)

当社が提供するしっかりサポートをいいます。なお、本サービスの詳細は、本規約の「本サービスの詳細」に記載のとおりです。

②申込者

当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。

③利用規約

本規約に基づき当社と申込者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約。

④申込者設備

本サービスの提供を受けるため、申込者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

⑤本サービス用設備

当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

⑥本サービス用設備等

本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。)

⑦課金開始日

申込者へ、当社より発行された「サービス開始のお知らせ」に記載された日。

⑧消費税相当額

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

⑨アカウント ID

PIN コードと組み合わせて、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

⑩PIN コード

アカウントID と組み合わせ、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

第3条(通知)

1.当社から申込者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。
2.前項の規定に基づき、当社から申込者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条(契約約款の変更)

1.当社は、本規約(本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。)を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、申込者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。
2.変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第5条(合意管轄)

申込者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条(協議)

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、申込者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第2章 サービスの利用契約の締結等

第8条(利用の申込み)

本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第9条(申込者の登録情報等の変更)

1.申込者は、その住所、電話番号または本サービスの利用料金の引き落とし口座、または決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限、その他、当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。
2.本条第1項の届出がなかったこともしくは届出の遅滞により、申込者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条(申込者からの解約)

本サービスの申込者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- ①申込者は、利用契約を解約しようとするときは、当社サポート窓口またはホームページの所定フォームからその旨を当社に通知するものとします。毎月の初日から 末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に本契約の解約があったものとします。
- ②申込者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします
- ③申込者が利用契約を解約する場合、当社は解約月の末日をもってアカウント ID の利用停止の処置をとるものとします。
- ④本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

第11条(当社からの解約)

1.当社は、第27条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された申込者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が申込者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
2.当社は、申込者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
①申込者が実在しない場合。
②本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
③申込者の利用料金の決済会社の承認が確認できない場合。
④申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手续が成年被後見人によって行われておらず、または

入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。

- ⑤申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
 - ⑥申込者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合。
 - ⑦その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。
- 3.当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その申込者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第12条(権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第13条(設備の設置・維持管理および接続)

1.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により申込者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、申込者設備を当社のサービスに接続するものとします。
3.当社は、申込者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第3章 本サービス

第14条(本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、本規約の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

第15条(本サービスの廃止)

1.当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2.当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、申込者に対し、本サービスを廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3.本条第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は申込者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第16条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金は、本規約の「料金表」に定めるとおりとします。

第17条(利用料金の支払義務)

1.申込者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
2.前項の期間において、第25条(保守等による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
3.第26条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
4.本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
5.当社の責に帰さない事由により申込者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第18条(利用料金の支払方法)

1.申込者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
①クレジットカード
②預金口座振替
③その他、当社が別途定める方法。
2.利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に申込者指定の口座から引落されるものとします。
3.利用料金の支払が本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月 27 日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に申込者指定の口座から引落されるものとします。
4.前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部または一部の支払時期を当社ホームページへ通知することにより変更することがあります。

第19条(自己責任の原則)

- 1.申込者は、申込者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
- 2.申込者は、①本サービスの利用に伴い、他者に対して損害を与えた場合、または②他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。申込者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
- 3.申込者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 4.当社は、申込者がその故意または過失により当社に損害を被らせたとときは、申込者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、申込者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第20条(禁止事項)

- 申込者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
- ①当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
 - ②当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - ③当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - ④当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - ⑤詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
 - ⑥本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
 - ⑦他者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - ⑧ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または他者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
 - ⑨他者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
 - ⑩本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為。
 - ⑪その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当と認める行為。

第21条(著作権)

- 1.本サービスにおいて当社が申込者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または当社に使用を許諾した権利者に帰属するものとします。
- 2.申込者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - ①本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - ②複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

第6章 当社の義務等

第22条(当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第23条(本サービス用設備等の障害等)

- 1.当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに申込者にその旨を通知するものとします。
- 2.当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。
- 3.当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
- 4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部(修理または復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第24条(個人情報の取扱いについて)

- 1.申込者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその申込者の氏名および住所等をその事業者、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2.当社は、当サービス提供にあたりお客様からご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。
 - ①お客様よりご依頼を受けた当サービスをご提供するため。
 - ②お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため。
 - ③お客様へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため。

- ④お客様からいただいたご意見、ご要望にお答えするため。

第7章 利用の制限、中止および停止

第25条(保守等による本サービスの中止)

- 1.当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - ①当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
 - ②当社の本サービス用設備の保守上または工地上やむを得ない場合。
 - ③登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
- ④申込者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または申込者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を申込者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該申込者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第26条(利用の停止)

- 1.当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
 - ①支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
 - ②本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
 - ③本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合。
 - ④申込者に対する破産の申立があった場合、または申込者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - ⑤本サービスの利用が第20条(禁止事項)の各号のいずれかに該当する場合。
 - ⑥申込者が過度に頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - ⑦前各号のほか本規約に違反した場合。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を申込者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。
- 3.前項の場合、申込者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、申込者は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、申込者の負担とします。
- 4.本条の定めは当社が申込者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第8章 損害賠償等

第27条(損害賠償の制限)

OS (日本語版に限り ます。)	WindowsVista 以降 Mac OS X 以降(intel チップ搭載機器に限り ます)
ブラウザ	MicrosoftInternetExplorer6.0 以上 FireFox3.0 以上 Safari3.0 以上 Opera9.0 以上 Chrome10 以上
CPU	IntelPentiumⅢ800MHz 以上またはその互換の プロセッサ
ソケット通信	Winsock1.0 以上
ネットワーク環境	LAN、FTTH、ADSL、電話線、ワイヤレスのグ ローバル IP またはバーチャル IP 対応

- 1.当社は、本規約で特に定める場合を除き、申込者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、申込者が当社に支払う利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、申込者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
- 2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
- 3.当社は、申込者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

4.当社は、本サービスの提供をもって、申込者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。

5.本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して申込者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

6.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の内容について保証するものではありません。

7.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の実施に伴い、生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。

8.訪問作業において、万が一プログラムやデータの損失、書き換え等があった場合、その原因に関わらず、当社は責任を取ることが出来ません。重要なデータに付きましては、あらかじめバックアップをお願いします。

9.訪問作業者の過失により機器の破損等勾損害を与えた場合、本サービスはお客様にに対し、実施の作業料金を上限として賠償するものとします。

10.当サービスはお客様のご依頼内容のすべてを完遂することを保障するものではありません。作業環境や症状によっては、作業をおことわりする場合もございます。

11.作業内容によっては、作業対象機器メーカー保障が無効になる場合がございます。

12.当社は、第15条(本サービスの廃止)、第25条(保守等による本サービスの中止)、第26条(利用の停止)の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。

13.サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

14.当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを申込者に通知します。

付則:令和3年11月1日制定

＜2＞ 本サービスの詳細

【本サービスの内容】しっかりサポート

「しっかりサポート」とは、申込者のパソコンに関するお問合せにオペレータがお電話でお応えすることおよび、遠隔地にある申込者のパソコンにネットワーク経由でアクセスし、直接支援、操作することで、申込者のパソコンに関するトラブルシューティング、ソフトウェアインストール、ウイルスチェック等を支援すること、及び上記手段では解決できない問題について訪問作業を行うことで、その解決を図るサービスです。

【本サービスの利用方法】

1.本サービスの利用ご相談は、当社が運営する「NA サポート受付センター」に、直接電話でご連絡ください。

(受付先)NA プレミアムサポート受付センター
TEL:0120-472-818(無料)
受付時間 12:00～21:00 年中無休(年末年始除く)

2.本サービスの利用の際、申込者自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくは口頭にて申告することとします。また、本サービスをご利用いただく際に、個人情報の保護に関する法律に基づき、ご依頼者様がご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。

＜遠隔サポート対応可能環境＞

＜遠隔サポート対象機器、ソフトウェアおよびサービスとサポート範囲＞
遠隔ヘルプサービスの主なサポート対象およびサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定するサポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。また、サポート対象およびサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

機器	・サポート対象 パソコン本体、モニター、キーボード、マウス、ルーター、無線 LAN アクセスポイント、ハブ LAN カード等のネットワーク機器、ネットワーク接続可能なゲーム機器。 ・サポート範囲 インターネット接続設定、家庭内ネットワークとの接続、マニュアルに記載された基本操作。
OS	・サポート対象

(日本語版に限りません)	WindowsVista 以降 Android2.3 以降 iOS6.0 以降 MacOS X 以降 (intel チップ搭載機器に限る) ・サポート範囲 インストール方法、個人利用を想定した基本的な操作方法、簡易診断。
ソフトウェア	・サポート対象 ブラウザ、メーラー、メディアプレーヤー、ウイルス対策、接続ツール。 ・サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法。
接続サービス	・サポート対象 FTTH サービス、DSL サービス、データ通信カード、プロバイダサービス、インターネット上の各種サービス。 ・サポート範囲 インターネット接続設定、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法。

なお、上記遠隔サポート対象外の項目についても、訪問サポートにて対応できる項目もありますので、詳細は次項参照のこと。

【訪問作業完了】

- 1.当サービスの作業終了後、お客様に該当機器等をご確認頂き、当サービスの「サポートサービス作業報告書」にご署名を頂いた時点で作業完了とさせていただきます。サービス完了後、明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、作業後1ヶ月以内については無償で対応するものとします。
- 2.訪問後、以下の場合は作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も当社の規定する作業料金および部品代金等はお支払いいただきます。
- ①違法コピーなど、違法行為となる作業を要求された場合。
②お客様の責により、作業に必要な機器や環境が整っていない場合。
③機器等および関連機器が不具合により正常に動作しない場合。
④作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合。
⑤機器等およびソフトウェアでパスワードが働いており、お客様によりパスワード解除できない場合。
⑥パスワードなど、作業に必要な情報を開示いただけない場合。

＜3＞ 料金表

■しっかりサポート■

基本内容	料金(税抜)	備考
パソコン・インターネットでお困りの時に、お電話・遠隔操作・訪問、3つのサポートをご利用いただけます。	3,600 円	本サービス利用中は毎月ご請求いたします。

■訪問出張サービス■

基本料金

基本内容	料金(税抜)	備考
基本設定: デバイスのインターネット接続・メール設定(年3回目以降の利用の場合)	10,000 円	離島は別途交通費を請求させていただきます。
作業中断及び当日キャンセル	3,500 円	当社起因の作業中断及び当日キャンセルは含みません。

追加オプション作業

基本内容	料金(税抜)	備考
追加デバイス接続(1台につき): デバイス1台の有線・無線接続・メール設定	800 円	開梱・初期設定は含みません。Google アカウントや AppleID の取得は含みません
パソコンセキュリティサービス(ソフトインストール)※当社セキュリティソフトをパソコン1台にインストール・設定	3,000 円	ウイルス駆除は含みません。

プリンタ設定(有線・無線) ※有線・無線プリンタの設定 をします	3,000 円	
スキャナ設定 ※スキャナの 接続設定をします	3,000 円	
プリンタ複合機設定 ※有 線・無線プリンタの設定を します	4,500 円	
デジカメ ※デジカメ用ソフト のインストールとパソコン 1 台との接続をします	3,000 円	
ソフトインストール ※市販ソフトのインストール をします 1 デバイス 1 ソフト	3,000 円	ソフトのレクチャーは含み ません Google アカウント や AppleID の取得は含み ません
スマートデバイスアカウント 作成 ※Google アカウントや AppleID の 1 アカウント作成 致します	1,000 円	ソフトのレクチャーは含み ません Google アカウント や AppleID の取得は含み ません
パソコン開梱初期設定 ※パ ソコンの開梱・初期設定を致 します。ユーザーアカウント 1 アカウントの設定。	3,000 円	ソフトインストール・廃材 の回収・WindowsUpdate は含みません。
パソコンリカバリ ※パソコン 1 台の初期化をします	10,000 円	データのバックアップは致 しかねます

※毎年度(*1)、当社リモートサポートサービスにおいて解決が出来ない案件のみ、1度だけ無料(*2)にてご利用いただけます。
(*1)年度はお客様のご契約日を起算日とした1年と致します。(*2)上限金額を 10,000 円(税抜)とし、超過分はお客様ご負担となります。

《4》 本サービスのすべて、または一部で取得する情報

- 1.当社は、申込者の同意を得て、当社が本サービスを提供するための情報として、申込者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。なお、申込者が情報提供に同意しない場合、本サービスを受けられなくなる場合があります。また、申込者が、以下の情報を自ら提供したときは、申込者は同意したものとみなします。
- 2.当社は、申込者から取得した以下の情報については、本規約第24条(個人情報の取扱)に準じて取り扱います。
＜ご提供いただく情報の例＞
 - ・オペレーション・システムの種類、バージョン
 - ・マシン名(名称、型番、シリアル番号等)
 - ・MAC アドレス
 - ・ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
 - ・ハードディスクドライブの空き容量
 - ・デフォルトブラウザの種類、バージョン
 - ・デフォルトメールソフトの種類、バージョン
 - ・CPU 種類、動作周波数
 - ・その他、本サービス提供に必要とされる情報等

NA P サボ利用規約

第 1 章 総則

第 1 条(規約)

- 1.本規約は、ソフト通信株式会社(以下「当社」という)が提供し、株式会社ヴァンガードスミスが運営する近隣トラブル解決支援サービス「P サボ」(以下「本サービス」という)の提供及びその利用に関する規約(以下「会員規約」という)を定めるものです。
- 2.当社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者の承諾を得ることなく、会員規約を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の会員規約に基づくものとします。
- 3.当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」という)を設けることがあります。これらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。
- 4.会員は、会員規約の内容に同意して本サービスを利用するものとします。

第 2 条(定義)

- 1.「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き(会費納入を含む)を行い当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。なお、当社が、入会を承諾しない場合は当社が申込を知った日から 1 週間以内に会員希望者に個別に通知し、入会を承諾する場合は所定の入会申込み手続き時に明示されたサービス開始日から会員は本サービスを利用できるものとします。また、会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約

の内容を承諾したものとみなします。

- 2.会員には「個人会員」と「法人会員」があります。「法人会員」の契約は、法人が賃貸物件等を社宅等として利用することを目的に法人名義で入会申込み手続き(1 社宅 1 室につき 1 契約扱いとする)をし、当該法人の役員・従業員、その他の使用人等が登録した住居に入居する場合に限ります。「法人会員」は、あらかじめ所定の入会申込み手続き時に明示された住所に入居中の方(以下「サービス対象者」という)に限定して本サービスが受けられるものとします。記載、若しくは会員規約第 7 条第 1 項の届出が無い方は本サービスの対象外とします。

第 3 条(本サービスの利用及び種類)

- 1.会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
- 2.サービス対象者も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約若しくは諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 3.会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。
- 4.会員及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する会員本人又はサービス対象者の個人情報(名前、生年月日等)の提示(告知)、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書(但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること)の提示を必要とします。

第 4 条(譲渡禁止)

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第 5 条(会費)

- 1.本サービスの会費は、所定金額を、指定の方法にて支払うこととします。
- 2.支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、又は会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返金しないものとします。但し、当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合には、会員期間に基づき、返金額がある場合にはその額を返金します。
- 3.会費を滞納した場合、事前に個別の連絡がない限りは即時退会とし、サービスの提供を停止します。

第 6 条(会員期間及び更新)

- 1.本サービスの会員期間(サービス有効期間)は、一ヶ月単位となり、会費の日割り精算は行いません。
- 2.会員期間は、月内での退会申請がない限り翌月への自動更新となります。

第 7 条(登録情報変更の届出)

- 1.会員は、住所や連絡先等当社に届出している内容(以下「登録情報」という)に変更があった場合は、所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
- 2.前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は如何なる責任も一切負いません。
- 3.会員は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

第 8 条(退会会員資格の取消)

- 1.会員の都合により退会を希望する場合は、所定の方法でその旨を必ず届出をすることとします。なお、支払われた会費は、会員規約第 5 条第 2 項の規定により、一切返金いたしません。
- 2.本サービスの退会手続きは毎月 27 日までに退会申請されたものを当月退会とし、27 日以降に退会申請をされた場合は翌月退会となり当該月までの利用料が発生します。
- 3.会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 会員規約また諸規定等に違反した場合
 - (3) 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合(4)会費を滞納した場合
 - (4) その他、当社が会員として不適格と判断した場合

第 9 条(反社会的勢力の排除)

- 1.会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1)暴力団、(2)暴力団員、(3)暴力団準構成員、(4)暴力団関係企業(5)総会屋等、(6)社会運動等標ぼうゴロ、(7)特殊知能暴力集団等(8)その他(1)～(7)に準ずるもの

2. 会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。
3. 当社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、会員は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

第10条(個人情報の収集・保有・利用について)

1. 当社は、会員の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。
- (1) 当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」という)について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
- (2) 会員は、当社が以下の会員等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者(会員)と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。
- (3) 会員は、当社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供(会員相互間のトラブルに関する場合も含む)にあたり、以下の会員の個人情報を、専門相談員、指定弁護士、協力会社その他当社が必要と判断する者に提供することをあらかじめ同意するものとします。本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者(会員)と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。
- (4) 会員は、当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。
- ① 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
- ② 本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります、この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社(以下「提供会社」という)への会員等の個人情報の提供
- ③ 個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
- ④ 本サービスの運営維持の為に若しくは、当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
- ⑤ 申込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
- ⑥ 本サービスに関する情報を通知するため
- ⑦ 当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
- ⑧ 本サービスの本来的付帯的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
- ⑨ その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき
- (5) 当社は、会員又はその代理人から、会員の個人情報の利用目的の通知を求められた場合、又は会員の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。
- (6) 当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
- (7) 会員より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第11条(免責)

1. 本サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、これらの利用を会員に強制するものではなく、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとします。
2. 当社は、会員が、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わないものと

します。

3. 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第12条(管轄裁判所)

この会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴額に応じて、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章近隣トラブル解決支援

第13条(目的)

本サービスに係る加入者(以下「会員」という)を対象として、会員が被る第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS 利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などとのトラブルに関して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内のほか、行政機関、専門家や専門相談窓口の紹介など、会員に対し情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとします。

第14条(専門相談員)

本サービスは、以前に警察官の職にあった者のうち、前条に記載するつきまとい、不法侵入、SNS トラブル、近隣トラブル等に精通し、当社が専門相談員としてふさわしい能力を有していると判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

第15条(利用資格)

本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

第16条(利用方法)

1. 会員は、会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。
2. ご利用・受付時間は、平日の午前10時から午後6時30分まで(土、日、祝、年末年始を除く)とします。ご利用・受付時間以外の時間帯は会員専用メールフォームにて受付し、翌営業日以降の対応とします。
3. ご利用・受付時間内の利用方法は原則会員専用ダイヤルからのみとし、健康上の理由等やむを得ない場合を除き、利用資格のある相談者本人からの電話連絡を必須とします。正当な理由なく電話連絡を不可とされる場合、相談を中止することがあります。

第17条(サービス内容)

1. 会員から専用ダイヤル、又は、専用メールフォームで相談・問い合わせのあった、第13条に記載するつきまとい、不法侵入、SNSトラブル、近隣トラブル等に関する相談につき、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行なうものとします。
- (1) トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス
- (2) 警察署、行政機関等の専門窓口、専門家等の案内
- (3) その他トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 本サービスは、弁護士その他の法律専門家によって行なわれる法律相談や法的交渉ではなく、法律相談等以外の情報提供その他の一般的なアドバイスをなうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、第三者である相手方との交渉等を行うことは一切ありません。
3. 本相談において、法的相談や法的交渉に及ぶ可能性のある相談については、当社にて弁護士に相談のうえ、その対応の可否を検討するものとします。
4. 本サービスは、第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS 利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などとのトラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。電話相談中、サービス対象外の事項であると当社相談員が判断した場合には、相談を中止する場合があります。
- (1) 本サービスの会員期間以前に発生したトラブルの相談
- (2) 解決支援の対象とならない近隣との日常的なトラブルの相談
- (3) つきまとい行為とは直接関係のない恋愛に関する事項、信仰その他の精神的価値観に関する事項
- (4) 法令や社会通念に反する事項
- (5) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項(6)その他、当社が対象外と判断した事項

第18条(相談方法等)

1. 会員は、近隣トラブル解決支援を受けるために、本相談ダイヤルを回数制限等なく利用できます。
2. 近隣トラブル解決支援サービス相談窓口
株式会社ヴァンガードスミス
相談方法:別途会員へ通知の専用ダイヤル、メールフォームによる

第3章生活再建費用補償サービス

第19条(サービスの概要)

- 生活再建費用補償サービスは、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社、当社を保険契約者とする損害保険契約により、不法侵入に遭われた会員に対し、生活を再建するためにかかる費用を一定の範囲でお支払いするサービスです。
- 会員は、生活再建に係る費用の支払いが発生するまでに所定の方法にて申請を行うものとし、既に支払いが発生している場合には本費用負担の対象外とします。詳しくは、本サービス相談窓口にお問合せください。
- 本サービスが有効な場合に限り、生活再建費用補償サービスが利用可能となります。

第20条(損害保険契約の主な内容)

損害保険契約の主な内容は次のとおりです。

- 日本国内に住む会員が居住する建物または戸室(以下、対象戸室)の占有部分に対する不法侵入の被害に遭うことによって生じた損害に対して、次の保険金が5万円を限度に支払います。ただし、所轄警察署に被害届が受理された場合に限りです。
 - 1 保険の対象である家財に生じた損害(損害保険金)
 - 2 対象戸室の鍵の交換費用(セキュリティ対策費用保険金(*))
 - 3 事故の再発防止のためのセキュリティ機器(防犯カメラ、センサーライト、補助鍵、ガラス窓強化フィルム等)の賃借または購入費用(セキュリティ対策費用保険金(*))(*)事故発生から30日以内に当社に通知され、かつ事故の発生から180日以内に支出した必要かつ有益な費用に限りです。
- 保険金を支払うのは、会員ごとにサービス加入日から1年ごとに1回を限度とします。
- 会員が加入している他の損害保険にて第20条1と同様の保険金が支払われる場合には、本保険に優先して支払われるものとします。
- 会員が本条第20条にかかる保険金の支払を請求する場合は、次の書類を添えて当社に提出しなければなりません。
 - (1) 警察に受理された被害届
 - (2) 臨時費用ならびに事故再発防止費用の支出にかかった領収書等

第21条(保険金をお支払いしない主な場合)

- 次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 本サービス開始日から30日以内に発生した事故による損害
 - (2) 本サービス開始日より前に既に発生していた事故による損害
 - (3) 被害届または申出が警察に受理されていない事故による損害
 - (4) 会員またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - (5) 前記(4)に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - (6) 会員の親族の故意によって生じた損害。ただし、会員に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定を適用しません。
 - (7) 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - (8) 下記の物の損害
 - ① 船舶、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
 - ② 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
 - ③ 携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
 - ④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの
 - ⑤ 動物および植物
 - ⑥ 印紙、切手
 - ⑦ 通貨等、預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに準ずるもの
 - ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
 - ⑨ 高額貴金属等
 - ⑩ 手形、小切手その他の有価証券
 - ⑪ 法令により会員の所有または所持が禁止されているもの
 - ⑫ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑬ 乗車券等
 - (9) 下記の事由に起因する損害
 - ① 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象を収容する建物内への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害(以下「吹き込み等損害」といいます。)
 - ② 会員または会員側に属する者(会員が法人である場合は、その理

- 事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ③ 土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
 - ④ 保険の対象が対象戸室の建物内に収容されていないときに生じた損害
- (10) 保険の対象である家財のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
 - ② 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
 - ③ 音色または音質の変化の損害
- (11) 保険の対象である家財のうち、液体、粉体、気体等の流動体に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害に対しては、保険金を支払いません。

付則:令和6年11月1日制定

「NA健康相談ダイヤル」利用規約

第1章 総則

第1条(用語の定義)

- 本規約における用語の意味はそれぞれ次のように定義します。
 - 1 「本サービス」とは、株式会社ソフト通信(以下「当社」とする。)が、提供し、株式会社サブスクマーケットが運営するサービス「健康相談ダイヤル」をいいます。
 - 2 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務及びこれにかかる消費税相当額をいいます。
 - 3 「消費税相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方税の額ならびに地方税(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
 - 4 「利用契約」とは、本サービスの利用を目的とし、当社と契約者との間に成立する本規約の定めを内容とする契約をいいます。
 - 5 「利用開始日」とは、契約者が当社の指定する方法で決済登録を完了し、当社が契約者に対する通知において指定する日で、本サービスを利用することが可能となる日をいいます。

第2章 サービス利用規約

第2条(24時間健康相談)

24時間・年中無休で、確かな資格をもち的確な研修を受けた相談員が、万全の体制を整えて皆さまからの健康相談をお待ちしています。

(1) サービス内容

- ご利用者と相談員の、電話での1対1の個別対応です。
- 病院など専門家がいない場所に行くことなく、電話一本で相談できます。
- 「いつでも専門家に相談できる」という安心感をいただけます。

(2) お受けしている相談内容の例

- 健康づくり
- 健康管理
- 全身のあらゆる症状とその治療法
- 受診上の疑問
- 出産・育児
- 家庭内での応急手当、看護、介護
- 医療機関のご案内
- 介護事業者のご案内
- 行政の医療関連サービス、対応窓口のご案内
- メンタルヘルス

第3条(医療機関案内)

ご利用者のニーズに沿う医療機関を全国約166,000施設ものデータベースの中から検索しご案内します。

24時間対応していますので、夜間の急な症状悪化等の際にも、その時受診できる医療機関をご案内します。

※ 個人情報保護のため、予約の代行はいたしかねます。

(1) サービス内容

医療機関案内システムを用いてご要望に応じた医療機関をご案内します。

- 専門病院、専門外来にかかりたい
 - 女医のいる病院
 - 休日診療(当番医)
 - 夜間救急受診
 - 最寄り駅の近くで今診てもらえる病院
 - 個人医院にかかりたい
 - 稀少疾病の専門医のいる病院 など
- データベースで検索し、ご相談者のご希望に合う医療機関をご案内します。
- ※こちらから電話、または電話のかけなおしに至る場合もあります。
- 連絡先・診療時間などの再確認が必要な場合
 - 稀少疾病など、顧問ドクターの意見と情報を伺ってからの方が良い場合 等

第4条(Web健康相談)

電話以外での相談方法としてWeb上でご相談を受け付けます。

検診結果に関するご相談などは、文字情報の方が分かりやすいと好評です。保健師・看護師・管理栄養士等の有資格者が、3 営業日以内に個別に回答します。

(1) サービス内容

① プライバシー保護について

回答は秘密保持のためにメールに記載されておりません。回答の準備ができたというお知らせメールが届き、そのメールに回答ページの URL が記載されています。URL にアクセスいただき、質問時に登録いただいた暗証番号を入力して回答を閲覧いただく仕組みです。複数人での共有のパソコンから質問いただいても回答を他の方に見られる心配はありません。

② WEB 健康相談 Q&A 集

Web 健康相談 Q&A 集では、個人情報保護の観点から一部情報を変更した上で、過去に実際にいただいた相談事例を載せています。Q&A 集の情報を部位等のキーワードでカテゴリ分けしていますので、知りたい情報を素早く閲覧することができます。

第 5 条(小児救急相談)

子育てには様々な悩みがつきものです。

特に、仕事を続けながら子育てをしている方は、「一緒にいる時間が少なく、子どもとのコミュニケーション不足を感じる」「子育てに関する相談をどこにしたいのかわからない」などの悩みを抱えています。ファミリー健康相談では、そうしたご両親の悩みにベテラン相談員がお応えしています。

(1) サービス内容

24 時間小児科医が対応し、小さなお子様の場合、体調が急変したり、異物を飲み込んだり、ケガを負ったりする等、時間帯を問わず、夜中でもすぐに「医師」との相談が必要になるケースも少なくありません。ファミリー健康相談では 24 時間、直接小児科医と相談することができます。健康のトラブルの多い小さなお子様をもつ方にとって、いつでも小児科医と相談できることは、はかり知れない大きな安心となります。

第 6 条(海外健康相談)

海外赴任・海外出張など、日本を離れた慣れない環境からのご相談にも応じています。

文化、風土、医療制度のまったく異なる土地での悩みごとにも、電話一本で適切に助言します。

(1) サービス内容

海外からも通話料無料でご相談

海外からは、国際フリーダイヤルサービスの対象地域(47 地域)からであれば、オペレーターを介することなく直通で健康相談をご利用できます。国際フリーダイヤルの対象地域外であっても、海外専用番号にコレクトコールでお電話いただくことで、電話会社のオペレーターを介する手間はかかりますがご利用者に通話料を負担いただくことなくご利用できます。また、海外からのドクター相談もご利用になれます。

予約を取って頂く場合には国際フリーダイヤルとは別の番号をご案内しますが、コレクトコールでかけて頂くようご案内しますので、もちろん通話料のご負担はありません。24 時間・年中無休なので、時差の心配もありません。

第 7 条(ドクター相談)

より専門的な健康相談にお応えるために、専門医による電話相談を行っています。

(1) サービス内容

専門医による電話相談

ご相談者の症状により最適な診療科の専門医が直接対応します。内科 ②外科 ③整形外科 ④産婦人科 ⑤小児科 ⑥脳神経内科 ⑦眼科 ⑧耳鼻科 ⑨皮膚科⑩歯科 ⑪泌尿器科 ⑫精神科 ⑬小児歯科 ⑭肛門科(胃腸科) ⑮ペインクリニック
上記科目は変更となることがございます。夜間の乳幼児の緊急を要する相談には、予約なしですぐに対応します。

(2) 相談方法

予約式相談

ご利用者の要望によりヘルスアドバイザーが予約を取り、予約の日時にご利用者に別の専用番号(通話料無料)からおかけいただけます。

三者通話による相談

時間や診療科によりその場でドクターに相談できる場合もございます。その場合、必要に応じて、その場でドクターによる相談ができる仕組みです。

※①②のどちらでも対応しかねる場合

ヘルスアドバイザーがドクターに相談内容を伝え回答を預かり、ご利用者に回答内容をお伝えすることもございます。

第 8 条(月額料金の支払義務)

契約者は、利用規約が成立した日を含む料金月から起算してその利用規約が終了した日を含む料金月までの期間について、別紙 1 の「オプションサービスに係る料金表」に定めるとおりの利用料を支払うものとします。なお、月額料金の日割りは行いません。

1. 弊社は、本規約に別段の定めがない限り、月額料金の減額及び免除

並びに受領済の月額料金の返金はいりません。

2. 契約者は、弊社が別に定める NA ひかりサービス利用規約の定めに従って月額料金を支払うものとします。

付則:令和 7 年 01 月 01 日制定

まとめてパック利用規約

《1》 利用規約

第 1 章 総則

第 1 条(サービス運営等)

1.ソフト通信株式会社(以下「当社」といいます。))は、「まとめてパック規約」(以下「本規約」といいます。))に従って、「まとめてパック」(以下「本サービス」といいます。))を運営します。なお、本サービスの詳細は第 2 条に定めるものとします。

2.次条に定義する申込者に対して発する第 3 条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。

3.当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

4.申込者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約と抵触する条項等が存する場合は各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

第 2 条(用語の定義)本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

①本サービス(まとめてパック)

当社が提供するまとめてパックをいいます。なお、本サービスの詳細は、本規約の「本サービスの詳細」に記載のとおりです。

②申込者

当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。

③利用規約

本規約に基づき当社と申込者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約。

④申込者設備

本サービスの提供を受けるため、申込者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

⑤本サービス用設備

当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

⑥本サービス用設備等

本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。))

⑦課金開始日

申込者へ、当社より発行された「サービス開始のお知らせ」に記載された日。

⑧消費税相当額

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

⑨アカウント ID

PIN コードと組み合わせ、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

⑩PIN コード

アカウント ID と組み合わせ、申込者その他の者を識別するために用いられる符号。

第 3 条(通知)

1.当社から申込者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。

2.前項の規定に基づき、当社から申込者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第 4 条(契約約款の変更)

1.当社は、本規約(本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。))を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、申込者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

2.変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第5条(合意管轄)

申込者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条(協議)

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、申込者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第2章 サービスの利用契約の締結等

第8条(利用の申込み)

本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第9条(申込者の登録情報等の変更)

- 1.申込者は、その住所、電話番号または本サービスの利用料金の引き落とし口座、または決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限、その他、当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。
- 2.本条第1項の届出がなかったこともしくは届出の遅滞により、申込者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条(申込者からの解約)

本サービスの申込者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- ①申込者は、利用契約を解約しようとするときは、当社サポート窓口またはホームページの所定フォームからその旨を当社に通知するものとします。毎月の初日から 末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に本契約の解約があったものとします。
- ②申込者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします
- ③申込者が利用契約を解約する場合、当社は解約月の末日をもってアカウント ID の利用停止の処置をとるものとします。
- ④本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

第11条(当社からの解約)

- 1.当社は、第27条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された申込者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が申込者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
- 2.当社は、申込者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
 - ①申込者が実在しない場合。
 - ②本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
 - ③申込者の利用料金の決済会社の承認が確認できない場合。
 - ④申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年被後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
 - ⑤申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
 - ⑥申込者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合。
 - ⑦その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。
- 3.当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その申込者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第12条(権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第13条(設備の設置・維持管理および接続)

- 1.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により申込者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

- 2.申込者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、申込者設備を当社のサービスに接続するものとします。

- 3.当社は、申込者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第3章 本サービス

第14条(本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、本規約の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

第15条(本サービスの廃止)

- 1.当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、申込者に対し、本サービスを廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
- 3.本条第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は申込者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第16条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金は、別紙 1 の「料金表」に定めるとおりとします。

第17条(利用料金の支払義務)

- 1.申込者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 2.前項の期間において、第25条(保守等による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 3.第26条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
- 4.本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
- 5.当社の責に帰さない事由により申込者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第18条(利用料金の支払方法)

- 1.申込者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
 - ①クレジットカード
 - ②預金口座振替
 - ③その他、当社が別途定める方法。
- 2.利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に申込者指定の口座から引落されるものとします。
- 3.利用料金の支払が本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月 27 日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に申込者指定の口座から引落されるものとします。
- 4.前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部または一部の支払時期を当社ホームページへ通知することにより変更することがあります。

第19条(自己責任の原則)

- 1.申込者は、申込者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
- 2.申込者は、①本サービスの利用に伴い、他者に対して損害を与えた場合、または②他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に對しいかなる責任も負担させないものとします。申込者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
- 3.申込者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 4.当社は、申込者がその故意または過失により当社に損害を被せるときは、申込者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、申込者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第20条(禁止事項)

- 申込者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
- ①当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。

- ②当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- ③当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- ④当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ⑤詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- ⑥本サービスにより利用する情報を改ざんまたは消去する行為。
- ⑦他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑧ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または他者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
- ⑨他者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- ⑩本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為。
- ⑪その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当と認める行為。

第21条(著作権)

- 1.本サービスにおいて当社が申込者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとします。
- 2.申込者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - ①本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - ②複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

第6章 当社の義務等

第22条(当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第23条(本サービス用設備等の障害等)

- 1.当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに申込者にその旨を通知するものとします。
- 2.当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。
- 3.当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
- 4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部(修理または復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第24条(個人情報の取扱いについて)

- 1.申込者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその申込者の氏名および住所等をその事業者へ、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2.当社は、当サービス提供にあたりお客様からご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。
 - ①お客様よりご依頼を受けた当サービスをご提供するため。
 - ②お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため。
 - ③お客様へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため。
 - ④お客様からいただいたご意見、ご要望にお答えするため。

第7章 利用の制限、中止および停止

第25条(保守等による本サービスの中止)

- 1.当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - ①当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
 - ②当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - ③登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
 - ④申込者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または申込者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を申込者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該申込者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第26条(利用の停止)

- 1.当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。

- ①支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
- ②本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
- ③本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合。
- ④申込者に対する破産の申立があった場合、または申込者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
- ⑤本サービスの利用が第20条(禁止事項)の各号のいずれかに該当する場合。
- ⑥申込者が過度に頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
- ⑦前各号のほか本規約に違反した場合。
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を申込者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。
- 3.前項の場合、申込者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、申込者は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、申込者の負担とします。
- 4.本条の定めは当社が申込者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第8章 損害賠償等

第27条(損害賠償の制限)

- 1.当社は、本規約で特に定める場合を除き、申込者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、申込者が当社に支払う利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、申込者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
- 2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
- 3.当社は、申込者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 4.当社は、本サービスの提供をもって、申込者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
- 5.本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して申込者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 6.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
- 7.当社は、オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業の実施に伴い、生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。
- 8.訪問作業において、万が一プログラムやデータの損失、書き換え等があった場合、その原因に関わらず、当社は責任を取ることが出来ません。重要なデータに付きましては、あらかじめバックアップをお願いします。
- 9.訪問作業者の過失により機器の破損等句損害を与えた場合、本サービスはお客様に對し、実施の作業料金を上限として賠償するものとします。
- 10.当サービスはお客様ののご依頼内容のすべてを完遂することを保障するものではありません。作業環境や症状によっては、作業をおことわりする場合もございます。
- 11.作業内容によっては、作業対象機器メーカー保障が無効になる場合がございます。
- 12.当社は、第15条(本サービスの廃止)、第25条(保守等による本サービスの中止)、第26条(利用の停止)の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。
- 13.サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
- 14.当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを申込者に通知します。

《2》 本サービスの詳細

【本サービスの内容】まとめてパック

ご自宅でも岐にわたるお困り事全般サポート

① ネットショッピングサポート

お客様が希望するありとあらゆる商品を、よりリーズナブルに購入し、ご自宅にお届けするお買い物代行サービスです。

② 旅行等のチケットの手配のサポート

お客様が希望する旅行チケット予約の代行サービスです。

飲食店の検索、旅先のおすすめスポット探しも可能。

③通信機器の無料引取り

不要になった通信機器を無料で訪問して引き取ります。

④スマートフォン修理

iPhone・スマートフォンの修理・故障対応全般ガラス交換・タッチパネル交換・液晶交換・バッテリー交換・パーツ交換・水没点検・フロントベゼル交換・カメラ修理・スピーカー修理・液晶メタルプレート・フロントフレーム修理・ボタン交換・ホームボタン修理・内部クリーニング

【本サービスの利用方法】

1.本サービスの利用ご相談は、当社が運営する「まとめてパック受付センター」に、直接電話でご連絡ください。

(受付先)まとめてパック受付センター

TEL:0120-472-818(無料)

受付時間 12:00～21:00 年中無休(年末年始除く)

2.本サービスの利用の際、申込者自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくは口頭にて申告することとします。また、本サービスをご利用いただく際に、個人情報の保護に関する法律に基づき、ご依頼者がご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。

《3》 料金表

■まとめてパック■

基本内容	料金 (税抜)	備考
ご自宅でも岐にわたるお困り事全般サポートをご利用いただけます (ネットショッピングサポート/旅行等のチケット手配のサポート/スマートフォンの修理)	2,600 円	本サービス利用中は毎月ご請求いたします。

《3》 本サービスのすべて、または一部で取得する情報

1.当社は、申込者の同意を得て、当社が本サービスを提供するための情報として、申込者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。なお、申込者が情報提供に同意しない場合、本サービスを受けられなくなる場合があります。また、申込者が、以下の情報を自ら提供したときは、申込者は同意したものとみなします。

2.当社は、申込者から取得した以下の情報については、本規約第24条(個人情報の取扱)に準じて取り扱います。

＜ご提供いただく情報の例＞

- ・オペレーション・システムの種類、バージョン
- ・マシン名(名称、型番、シリアル番号等)
- ・MAC アドレス
- ・ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- ・ハードディスクドライブの空き容量
- ・デフォルトブラウザの種類、バージョン
- ・デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- ・CPU 種類、動作周波数
- ・その他、本サービス提供に必要とされる情報等

【別紙 1】料金表及び料金表の通則

第 1 条(料金の計算方法等)

1.本サービスの料金および工事に関する費用は、この本サービス料金表(以下、「料金表」といいます。)に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

2.当社は、契約者がその本サービス利用契約に基づき支払う利用料金を料金月(1の暦月の起算日(当社が本サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます(以下同じとします))に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

3.当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

第 2 条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

第 3 条(料金等の支払い)

契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じ、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第 4 条(料金の一括後払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 5 条(前受金)

当社は、当社が請求することとなる料金または工事に関する費用について、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。尚、前受金には利息を付さないこととします。

第 6 条(消費税相当額の加算)

この約款の定めにより料金表に定める料金および工事に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

※1. 本条において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします)によるものとします。

※2. この約款の定めにより支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 7 条(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

料金表

月額利用料(税抜)

契約プラン(2 年更新)	月額利用料
NA ひかりクロス東/西	6,050 円
NA ひかりファミリー	5,500 円
NA ひかりマンション	4,350 円
NA ひかり ひかり電話ネクスト基本	3,650 円
NA ひかり ひかり電話ネクストエース	4,650 円

※ ご契約様からの解約申し出がない場合は 24 ヶ月ごとに自動的に契約更新されます。更新月 24 ヶ月目となり、それ以外の期間での解約の際は途中解約と見なし、解約金が発生いたします。

解約違約金(税抜)

プラン(2 年更新)	期間	金額
NA ひかり クロス東/西	2 年	6,050 円
NA ひかり ファミリー	2 年	5,500 円
NA ひかり マンション	2 年	4,350 円
NA ひかり ひかり電話ネクスト基本	2 年	3,650 円
NA ひかり ひかり電話ネクストエース	2 年	4,650 円

※ 解約違約金明細書の発行をご希望される場合は、3,000 円(税抜)が別途必要になります。

機器使用月額利用料(税抜)

機器名称	月額利用料
ホームゲートウェイ(NTT 西日本エリア)	450 円
ホームゲートウェイ(NTT 東日本エリア)	300 円

1 ギガ対応無線 LAN ルータ(NTT 東日本エリア)	300 円
------------------------------	-------

工事費(税抜)

工事種別		工事費
新規開通工事費	屋内配線新設	20,400 円
	屋内配線既設再利用	9,400 円
	派遣工事無し	3,000 円
移転工事費	屋内配線新設	20,400 円
	屋内配線既設再利用	9,400 円
	派遣工事無し	3,000 円

※ 契約者の状況によっては、工事費が異なる場合があります。

※ 土日祝日、時刻指定、夜間、深夜、年末年始に工事を実施する場合は別途工事費を加算してご請求いたします。

※ 工事担任者派遣の有無については、当社にて判断いたします。

初回契約事務手数料(税抜)

初回契約事務手数料	新規	3,000 円
	転用	3,000 円

決済手数料(税抜)

支払方法	クレジット カード	口座 振替	窓口 払い	振込み
決済手数料	0 円	350 円	600 円	※1

※ 1 やむを得ない理由により振込により支払う場合は、振込手数料は契約者が支払うものとします。

※ 請求費用の確認は当社 WEB サイトにて契約者ご自身で確認ができます。

オプションサービス料金表

月額利用料(税抜)

オプションサービス名	月額利用料
NA セキュリティ	980 円
NA データ復旧サービス	800 円
NA お財布サポート by えらべる倶楽部	800 円
NABOX	980 円
NAFC クラブ	800 円
NA プレミアムサポート	1,300 円
NA コンシェル	800 円
NA P サポ *1	600 円
NA 健康相談ダイヤル *1	600 円

※無料期間は最大 2 ヶ月無料となります。

※解約規約金はございません。

※1 無料期間は最大 1 ヶ月無料となります。

付則:令和 7 年 01 月 01 日制定